

大阪府国土利用計画（第四次）

平成 22 年 10 月

大 阪 府

— 目 次 —

大阪府国土利用計画（第四次）策定にあたって	1
第1章 土地の利用に関する基本構想	5
1 土地利用の概況	5
(1)土地利用にかかる特性	5
(2)土地利用の現況と推移	5
2 土地利用の基本理念	7
(1)「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」	7
(2)「人と自然が共生する土地利用」	7
(3)「多面的な価値を活かした土地利用」	7
3 土地利用の将来像と基本方針	9
(1)将来像1：にぎわい・活力ある大阪	9
①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成	9
②集約・連携型都市構造の強化	13
(2)将来像2：みどり豊かで美しい大阪	15
①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり	15
②健全な生態系・水循環の構築	17
③地域資源を活かした美しい景観の形成	17
(3)将来像3：安全・安心な大阪	19
①誰もが暮らしやすい生活環境の形成	19
②災害に強い都市・地域づくりの推進	19
(4)多様な主体との連携・協働による地域づくり	23
①土地利用に関する情報の共有化	23
②多様な担い手の確保と組織化	23
4 土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向	25
(1)農地	25
(2)森林	25
(3)河川・水面・水路	27
(4)沿岸域	27
(5)道路	29
(6)鉄道	29
(7)空港・港湾その他運輸施設用地	29
(8)公園・緑地	31
(9)住宅地	33
(10)工業用地	33
(11)商業・業務施設等用地	35
(12)教育・福祉施設等公共施設用地	35
(13)低・未利用地	35

第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標	38
(1) 目標年次及び計画の基礎指標	38
(2) 規模の目標の設定に当たっての考え方	38
(3) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	38
① 農地	39
② 森林	39
③ 河川・水面・水路	40
④ 道路	40
⑤ 都市公園	40
⑥ 住宅地	41
⑦ 工業用地	41
⑧ 商業・業務施設等用地	41
⑨ その他（空港・港湾その他運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等）	41
第3章 目標を達成するために必要な施策の概要	43
1 将来像の実現に向けた施策の推進	43
(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪	43
(2) 将来像2：みどり豊かで美しい大阪	43
(3) 将来像3：安全・安心な大阪	43
2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善	44
(1) 土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化	44
(2) 計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善	44
■ 土地利用区分ごとの定義及び出典	45

大阪府国土利用計画（第四次）策定にあたって

大阪府国土利用計画（第四次）は、土地利用の観点から大阪の将来像を描いた上で、土地利用区分ごとのあるべき面積目標を定め、各個別施策を展開する際の指針となる計画です。

本計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、大阪府域における国土*1（以下「土地」という）の利用に関する基本的事項について定めるものであり、将来ビジョン・大阪との整合を図るものです。また、大阪府土地利用基本計画を定めるにあたって基本とするものであり、大阪府の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*2（以下「大阪府都市計画区域マスタープラン」という）等を定めるにあたって整合を図るものです。

大阪は、関西国際空港や阪神港等の広域インフラを通じて内外の諸都市と直結しており、また、国土軸に位置することから新大阪駅や大阪国際空港等を中心に日本の各都市とも至便な交通体系が構築されています。さらに、京都・神戸等と一体的な京阪神大都市圏を形成しており、こうした都市間のつながりを踏まえ、大阪の将来の土地利用を定めることが重要です。

また、21世紀が到来してから概ね10年が経過し、人口の本格的な減少やライフスタイル*3の多様化などといった、いわゆる「成熟社会*4」を迎えるとともに、グローバル化の進展や地球環境問題の深刻化など社会経済情勢が大きく変化していることから、以下の3点の課題を踏まえることが必要となります。

第一に、「成熟社会」においては、蓄積してきた都市ストック*5や自然・歴史・文化等、大阪の特性や豊かさを活かし、環境との共生や美しい街並み、良好な景観の形成を図るとともに、環境や景観等に対する意識を高め、府民が大阪を誇れる都市・地域づくりが求められています。

一方、人口減少や少子・高齢化の進展及び生産年齢人口の減少に伴う産業規模の縮小や、空閑地・空き家の増加など市街地の土地利用効率の低下が懸念される中、都市活力を維持・向上していくことが重要となります。

加えて、ライフスタイルの多様化や社会参加意識の高まりを受け、女性の社会進出の拡大や高齢者の地域活動への参加などが広がりつつある中、地域の活力や環境・景観等を次の世代へ継承・発展していくために、府民・NPO・企業等多様な主体と行政が連携・協働した地域づくりが求められています。

*1「国土」 土地、水、自然等の国土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体。国土の範囲は、第一義的には海水を含むが、国土利用計画においては、海域は沿岸域までとしている。

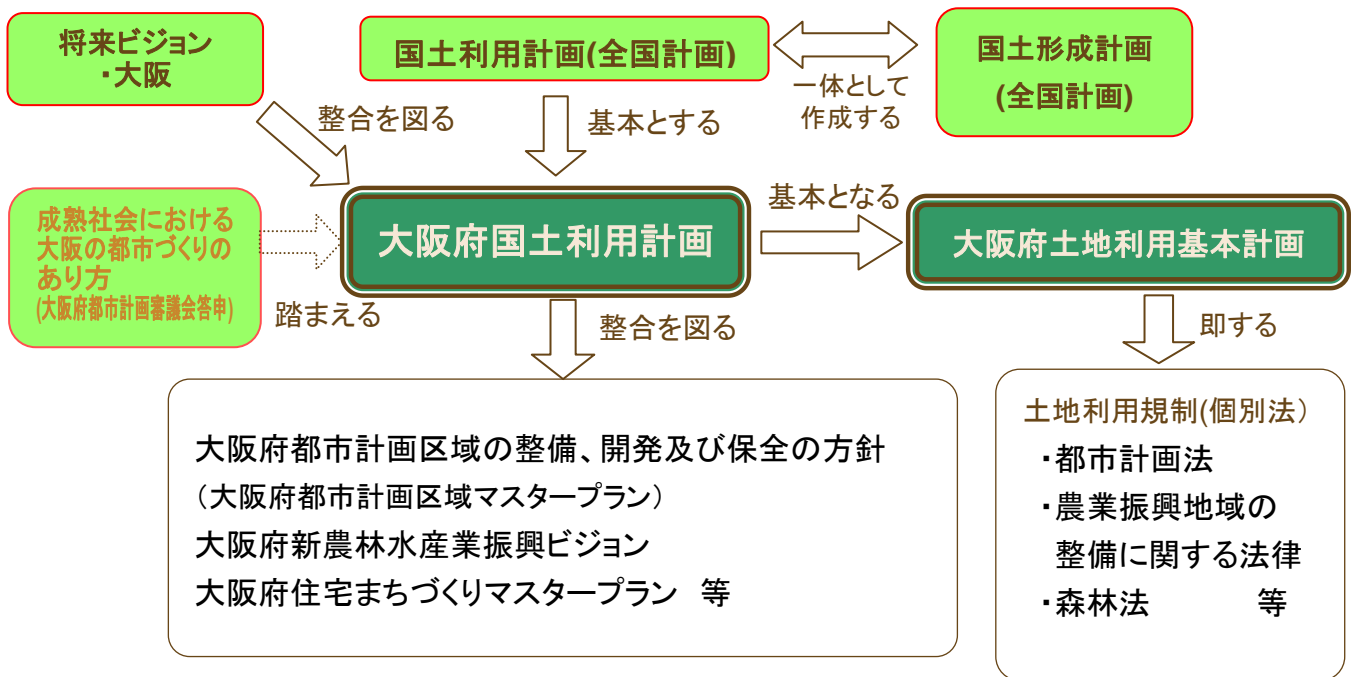
*2「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画等の方針を、広域的な視点から定めたもの。

*3「ライフスタイル」 仕事の取組や暮らし方等、それぞれの価値観に基づいて主体的に選択される生活の様式、生き方をいう。

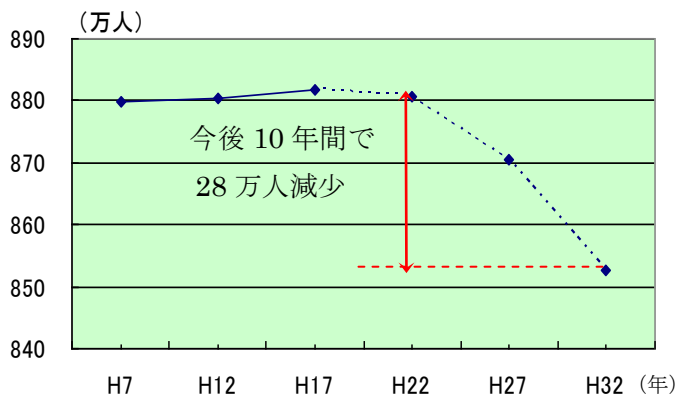
*4「成熟社会」 量的拡大を追及してきた社会に対し、財政的な制約が高まる中で、成長によって得た物質的豊かさを維持しつつ、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会と捉える。

*5「都市ストック」 都市における、現在及び次世代への資源・財産となるもの。道路・公園・上下水道等の都市施設のほか、居住・商業・業務等の都市機能や、景観・歴史・文化の都市資源も含む。

■大阪府国土利用計画の位置づけ（他の諸計画との関係）



■大阪府の人口の推移



資料：「国勢調査」（総務省）
「大阪府の将来推計人口の点検について」
(平成 21 年、大阪府)

(参考) H17 年の八尾市の人口：27 万人

■年齢別人口（大阪府）の将来推計

	人口(万人)					65歳以上の割合
	0～14歳	15～64歳	65歳～74歳	75歳以上	合計	
1980年 (S55年)	207	578	42	19	847	7.2%
1995年 (H7年)	132	641	65	40	880	11.9%
2005年 (H17年)	122	595	98	65	882	18.6%
2010年 (H22年)	116	562	115	87	881	22.9%
2015年 (H27年)	104	527	111	129	871	27.6%
2020年 (H32年)	91	508	136	118	853	29.8%

高齢化率は今後 10 年間で
約 30%に増加

生産年齢人口(15～64 歳)
の減少が顕著

資料：「国勢調査」（総務省）
「大阪府の将来推計人口の点検について」
(平成 21 年、大阪府)

第二に、グローバル化*6の急速な進展に伴い、地球規模での都市間競争が一層進む中、国を越えて地域が直接、世界につながる時代となりつつあることから、視野を世界まで広げる必要があります。

特に、近年のアジアとの結びつきの深まりを踏まえつつ、産業、歴史・文化等、大阪の特性を捉えなおし、魅力を向上させるとともに、関西の各地域とも連携しながら、ビジネス、観光での来訪者の増加を促すなど、活力・にぎわいを高めていくことが求められています。

第三に、地球温暖化等の地球環境問題*7により、気温や海面の上昇、降水分布の変化に伴う生態系や生活環境への影響などが懸念されています。また、台風の強大化及びヒートアイランド現象*8と相まって短時間での局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)等による災害が危惧されています。

そのため、省エネルギー化等によりCO₂に代表される温室効果ガスの大幅な排出削減などを図り、環境負荷の少ない社会を目指すとともに、生物多様性*9の保全にも資するような、自然環境と人間の諸活動が調和する環境共生型の社会を目指すこと、また、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められています。

(参考：日本の温室効果ガス排出削減の中期目標：1990年比で2020年までに25%削減を目指す(国連提出))

第四次計画においては、こうした点を踏まえ、府民一人ひとりが豊かさを実感し愛着を持って暮らすことができ、また国内外から多くの人が訪れたいと思えるような、今後10年間における土地利用の目指すべき方向とその実現に向けた主な施策について定めるものです。

***6「グローバル化」**

情報通信技術の発達などに伴い、政治・経済・文化等が国境を越えて地球規模・世界規模に広がることをいう。

***7「地球環境問題」**

オゾン層破壊や酸性雨、砂漠化問題等の地球規模で広がる環境問題。中でも、地球温暖化問題は、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、これにより地球規模で気温が上昇するなど、様々な現象を引き起こすことから、全地球的な影響が懸念されている。

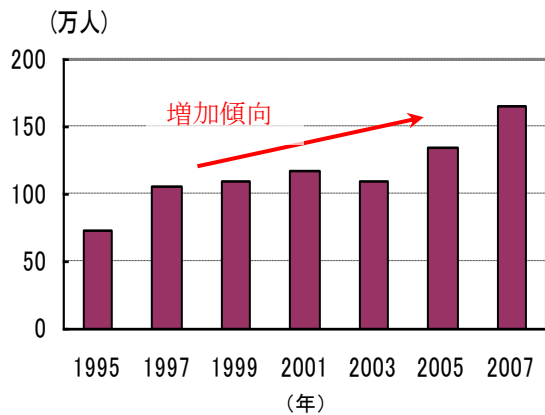
***8「ヒートアイランド現象」**

都市部では、エネルギーの大量消費や、地表面の多くがアスファルト・コンクリートで覆われていることなどから、郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。

***9「生物多様性」**

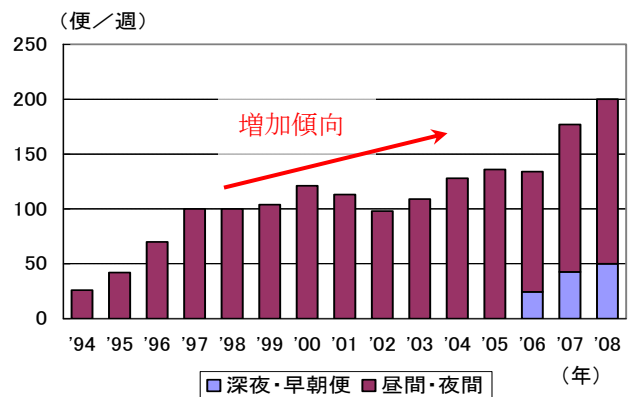
地球上には様々な環境があり、それぞれに適応した多様な生物が存在し、それらがつながりあっていること。生物多様性基本法(2008年)が施行され、地域の特性に応じた、野生生物や生態系の保全、それらのつながりの確保が求められている。

■ 関西国際空港における外国人入国者数の推移



資料：法務省のデータを基に作成

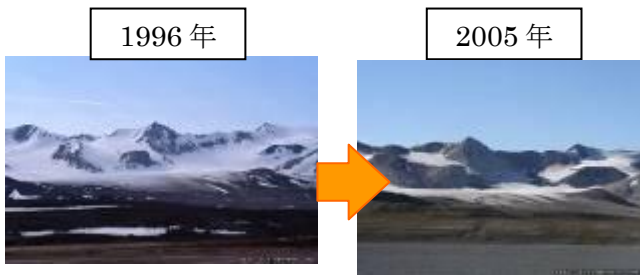
■ 関西国際空港における国際貨物便就航便数推移



資料：関西国際空港株式会社のデータを基に作成

■ 地球温暖化により後退する氷河

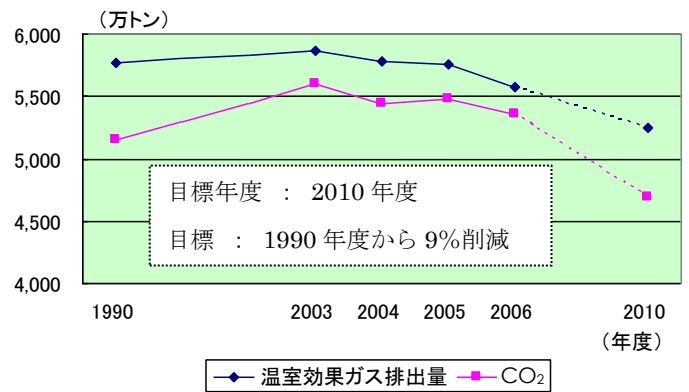
(ノルウェー領スパーバル諸島)



「全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより
(<http://www.jccca.org/>)」

■ 大阪府における二酸化炭素排出量

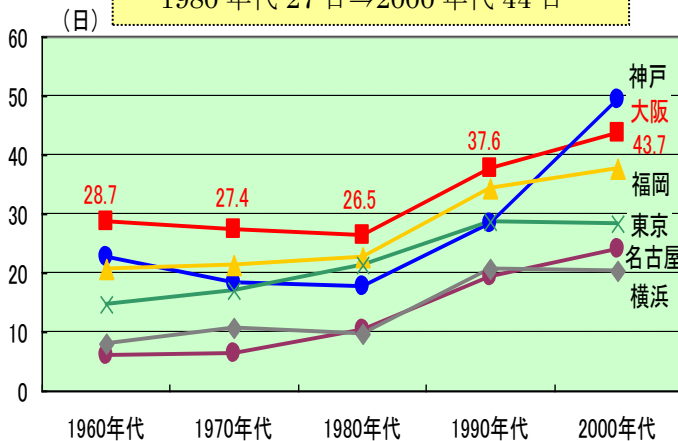
・ 温室効果ガス排出量及び目標値



資料：大阪府

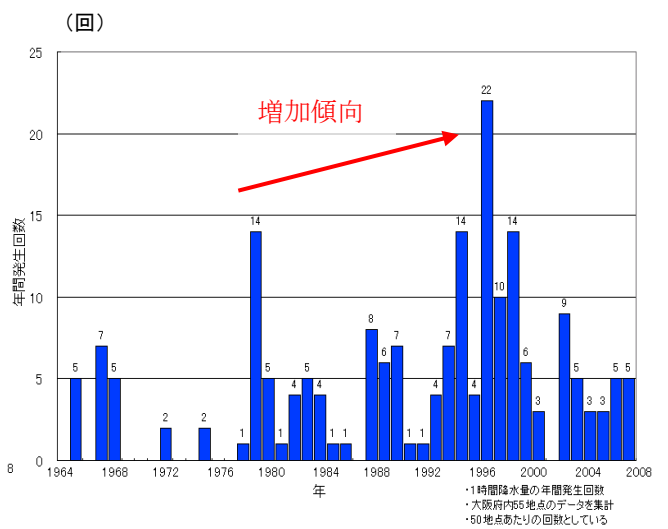
■ 熱帯夜日数推移 (最低気温 25℃以上の日数)

熱帯夜日数が増加傾向 (約 1.6 倍)
1980年代 27日 ⇒ 2000年代 44日



資料：気象庁の観測データを基に作成

■ 1時間降水量 50mm 以上 (短時間強雨) の発生回数



資料：大阪府

第1章 土地の利用に関する基本構想

1 土地利用の概況

(1) 土地利用にかかる特性

府域は、東西方向に約 20 km、南北方向に約 80 kmと南北に細長く、西は大阪湾に面し、残る三方は北摂・金剛生駒・和泉葛城の山系に囲まれています。そのため、市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有するとともに、淀川・大和川等の河川や丘陵部によって市街地が区分されています。

府域面積は約 1,898 km²と狭小であり、約 883 万人（平成 22 年 4 月 1 日現在）の府民の生活の場となっています。都市的土地利用が進展し、府域のほぼ全域が都市計画区域となっており、その約 5 割を占める市街化区域^{*10}については、人口密度は約 90 人/ha であり、全国平均と比べ高い状態となっています。

大阪は、西日本の中心として、更には海外へのゲートウェイとして、空港・港湾・鉄道・道路等の広域交通ネットワークが発達してきました。また、府内の地域ごとに、独自の文化・歴史的資源や産業等の都市ストックを有しており、これらの特性を活かしつつ、相互に連携しながら一体的な都市として発展してきました。

(2) 土地利用の現況と推移

土地の利用目的に応じた区分（以下、「土地利用区分」という）ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域全体の約 3 割を占め、農地が約 1 割となっており、ここ 10 年間の推移は右表のとおりです。

- ・農地、森林については、道路、住宅地や商業・業務施設等用地への土地利用転換により、面積が減少しています。また、遊休化・放置化が進行しており、みどり^{*11}の確保と質の向上が必要となっています。
- ・宅地^{*12}については、住宅地や商業・業務施設等用地は増加していますが、工業用地は減少しています。

*10「市街化区域」

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

*11「みどり」

周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等も含む。

*12「宅地」

建物の敷地(建造物の敷地として課税登録された土地)。

*13「その他」(次ページ 下表の項目)

空港・港湾等運輸施設、公園・緑地、公共施設、未利用地等。

※なお、「土地利用区分」ごとの定義については巻末(45 ページ)に別途記述

■主な都市の市街化区域の面積・人口密度

		面積(ha)	人口密度(人/ha)
都道府県	東京都	107,790	118.3
	大阪府	95,328	90.8
	神奈川県	93,228	89.1
	埼玉県	70,984	79.9
	京都府	31,372	73.7
	全国平均	-	49.8
政令市	東京23区	58,193	149.4
	名古屋市	30,258	73.6
	大阪市	21,145	125.5
	堺市	10,928	73.6

・市街化区域の人口密度は全国平均と比べ高い状態
 全国平均 約 50(人/ha)
 大阪府 約 90(人/ha)
 →大阪府は全国平均の約 1.8 倍

資料：「平成 21 年都市計画年報」(国土交通省)

■大阪府の市街化区域の状況

大阪府面積	市街化区域面積	割合
189,801(ha)	95,328(ha)	50.2%

資料：「平成 21 年都市計画年報」(国土交通省)

■大阪府の土地利用区分ごとの面積の推移 (ha)

	1997年 (平成9年)		2007年 (平成19年)		増減 (ha)	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)		
農地	16,398	8.7	14,357	7.5	▲ 2,041	※1
森林	58,636	31.0	58,187	30.7	▲ 449	※2
水面・河川・水路	9,981	5.3	10,116	5.3	135	
道路	15,676	8.3	17,186	9.1	1,510	
宅地	57,875	30.5	59,778	31.5	1,903	
住宅地	31,043	-	33,308	-	2,265	
工業用地	6,039	-	4,965	-	▲ 1,074	※3
商業・業務施設等用地	20,793	-	21,505	-	712	
その他 ^{*13}	30,712	16.2	30,148	15.9	▲ 564	
合計	189,278	100.0	189,772	100.0	494	

(※1)農地は、住宅地・工業用地や駐車場・レジャー施設への転換等により、約 2,000ha 減少。
 (※2)森林は、自然と調和した宅地の供給及び土砂採取など事業用地等への転換により、約 450ha 減少。
 (※3)工業用地は、廃業・移転等に伴う住宅地への転換等により、約 1,000ha 減少。

資料：「平成 21 年度版国土利用計画関係資料集(土地利用現況調査)」(大阪府)

2 土地利用の基本理念

土地は、限りある資源であり、生活や社会経済活動の共通の基盤であることから、公共の福祉^{*14}を優先させるとともに、自然環境を保全しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な発展^{*15}を目指し、次の土地利用を図ることとします。

(1) 「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」

鉄道・道路等広域交通ネットワークの発達や、自然・文化・歴史的資源や多様な産業の集積など、大阪の特性・魅力を活かした土地利用を図ります。

(2) 「人と自然が共生する土地利用」

環境保全を図りつつ豊かな生活が確保されるよう、環境負荷の少ない都市・地域づくりを進めるなど、人と自然が共生し発展し続けていくことのできる土地利用を図ります。

(3) 「多面的な価値を活かした土地利用」

公有地だけでなく、民有地においても、環境・景観・防災等の観点における公益的な機能を評価し、緑地空間や防災空間といったセミパブリックな空間^{*16}を広げるなど、多面的な価値を活かした土地利用を図ります。

また、こうした土地利用を図り、大阪をより良い状態で次の世代へ継承していけるよう、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政とが、目指すべき土地利用の将来像を共有し、連携・協働して都市・地域づくりを進めていきます。

*14 「公共の福祉」

土地は、その利用が相互に大きな影響を及ぼしあうなど、公共(社会一般)の利害に関係する特性を有していることから、国土利用計画法の理念として定めているもの。

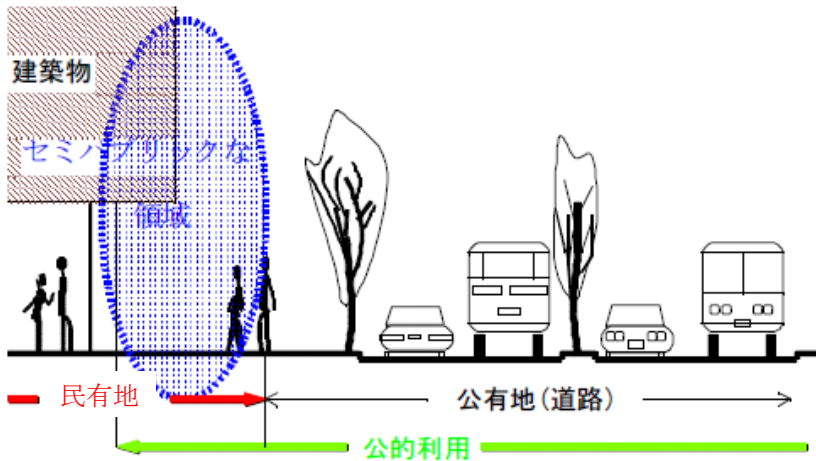
*15 「持続可能な発展」

Sustainable Development の和訳。自然環境と都市の発展を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した社会・経済面等からの発展が可能であり重要であるという考えに立つもの。

*16 「セミパブリックな空間」

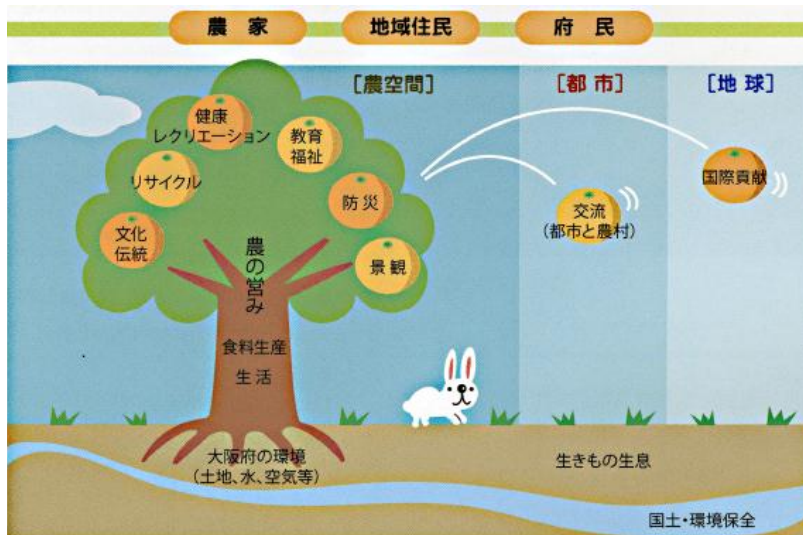
民有地において公益的な利用を図る空間の概念。狭い意味では公開空地等があり、さらに森林や農地等についても環境・防災等といった公益的な機能を確保する空間として捉えることができる。

■セミパブリックの概念図



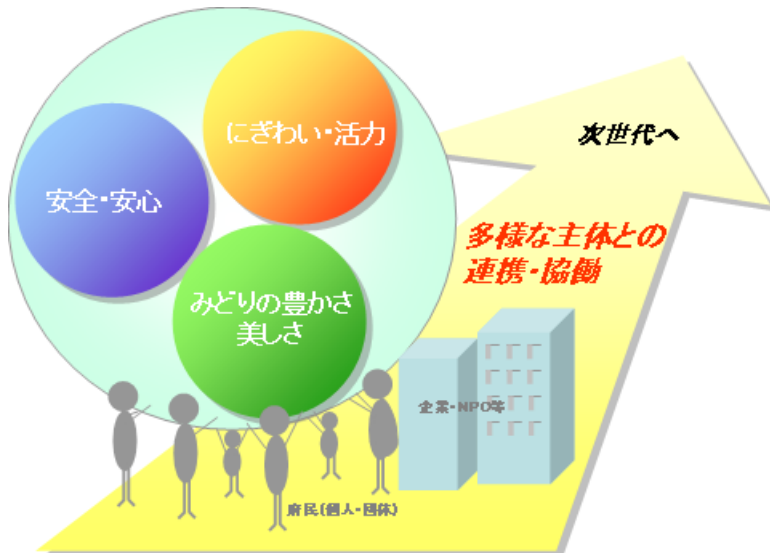
資料：「大阪府国土利用計画（第三次）」（大阪府）

■農空間が持つ多面的機能



資料：「大阪の農空間整備」（大阪府）

■多様な主体による連携・協働（イメージ図）



3 土地利用の将来像と基本方針

都市活力の低下やグローバル化の進展、地球環境問題の深刻化、大規模災害発生の懸念などに適切かつ着実に対応していくため、にぎわい・活力、環境・景観、安全・安心の観点から、土地利用における目指すべき「将来像」を設定し、その実現に向け取り組むべき「基本方針」を示します。

また、例えば、大阪の産業の特徴である多様性を活かし、環境や安全・安心等、様々な面と連関した産業振興等に関して、企業等の多様な主体と行政が、それらの連関性を認識し連携して取り組むなど、各基本方針が複数の将来像に寄与するという点についても十分に留意する必要があります。

(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪

【土地利用の基本方針】

① 国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成

世界や日本の各都市との人・物の交流拡大を図るため、陸・海・空における広域的な交通ネットワークを強化していきます。

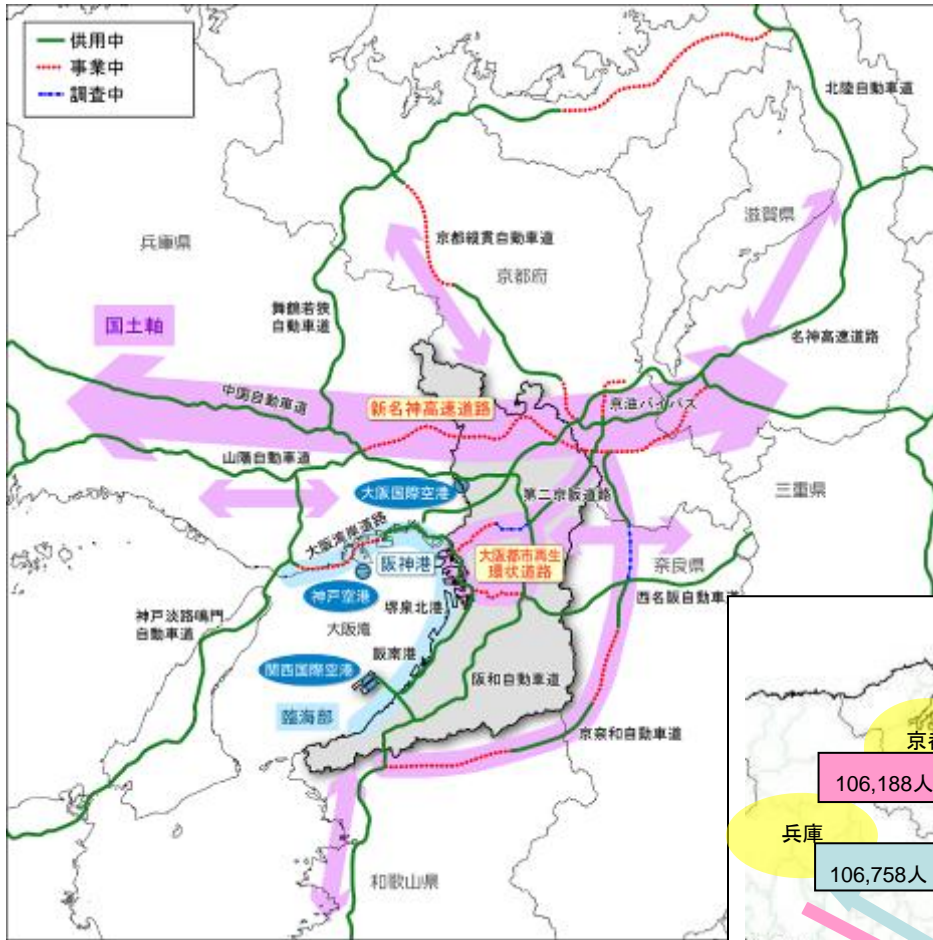
- ・ 関西国際空港については、アジア・世界とのゲートウェイとして内外を結ぶ役割を果たせるよう、国際拠点空港にふさわしい機能の強化を促進します。また、なにわ筋線等の関西国際空港へのアクセス強化を促進します。さらに、人の交流空間としての空港の魅力づくりにも努めます。
- ・ 阪神港については、一開港化による大阪湾諸港の広域連携を通じて、集荷力の強化や基幹航路の維持拡大など港湾機能の強化を図るとともに、関西国際空港との連携強化を図ります。
- ・ 新名神高速道路や大阪都市再生環状道路等の整備促進により幹線道路ネットワークを強化し、物流の円滑化及び都市環境の改善を図ります。
- ・ おおさか東線等鉄道ネットワークの整備を促進し、ビジネスや観光面での利便性向上などを目的に新大阪・大阪駅等関西の玄関口と観光地等へのアクセス強化を図ります。

大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点及びベイエリアにおいては商業・業務施設等の都市機能の集積を活かし、大阪のにぎわい・活力を牽引していく都市核の形成を図ります。

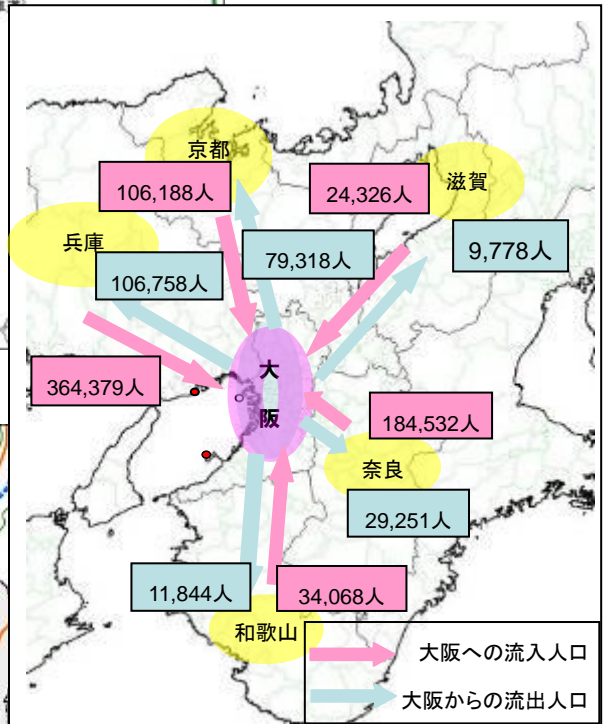
また、世界をリードする大阪産業とするため、バイオ、環境・新エネルギー等の産業施設の立地環境を整備することにより、次世代産業の誘致・集積を図るとともに、これらを支えるものづくり産業の集積の維持・発展を図ることで、産業のポテンシャルを高めるとともに、関西広域での産業拠点間の連携を強化していきます。

第二京阪道路や新名神高速道路等新たな幹線道路沿道では、高い立地ポテンシャルを有効に活用するため、周辺環境に十分配慮しつつ、工場・商業・流通施設等、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を図ります。

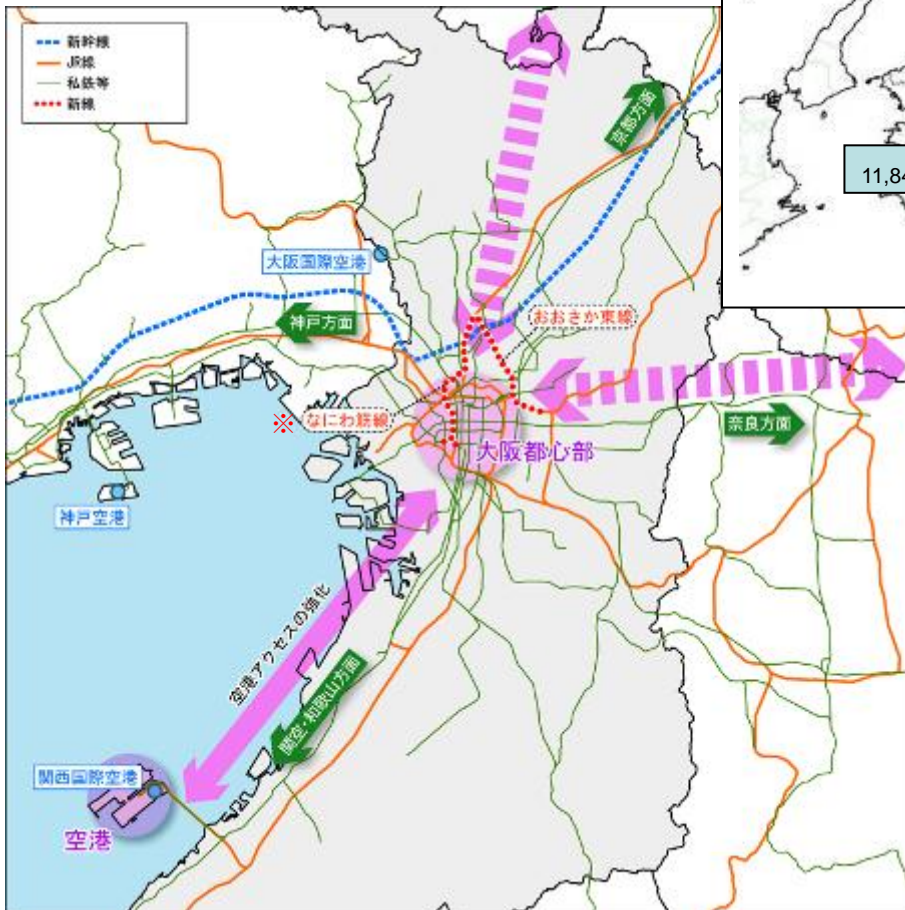
■広域的な道路ネットワーク図



■大阪の流入・流出人口 (通勤・通学)



■広域的な鉄道ネットワーク図



資料:「平成17年度国勢調査」(総務省)

※なにわ筋線については、近畿地方交通審議会答申第8号の資料より作成

観光面では、大阪には USJ や海遊館等の主要な観光地以外にも、大阪城、難波宮跡や百舌鳥・古市等の古墳群、寺内町や歴史街道、近代建築物等、歴史・文化的に貴重な建築物・街並みを有する地区が数多く存在します。しかし、これらの多くは点在し、認知度も低く、観光資源としての形成につながっていない場合も見受けられます。

そのため、歴史・文化的資源等を活かしたまちづくりを進めるとともに、各観光資源間のアクセスの向上や情報提供の強化を図ります。また、大阪の貴重な資源である「水の回廊」等、川を活かしたにぎわいづくりに取り組むなど、多彩なミュージアム都市として、府民、来訪者双方にとって、魅力ある快適な空間の創出と利用促進を図ります。

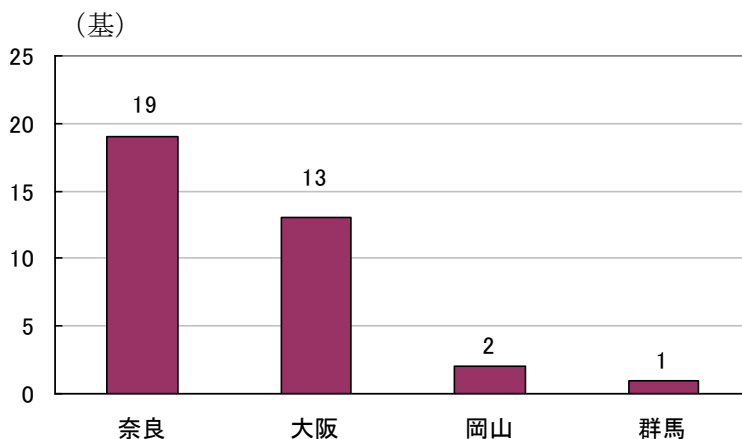
■重要文化財等に指定または登録有形文化財に登録されている建造物数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

	大阪府	全国
建造物(件)	771	21,065
面積当たり(件/100ha)	0.41	0.06

・全国面積当たり 0.06 件
 ・府域面積当たり 0.41 件
 →大阪府は全国平均の約 6.8 倍

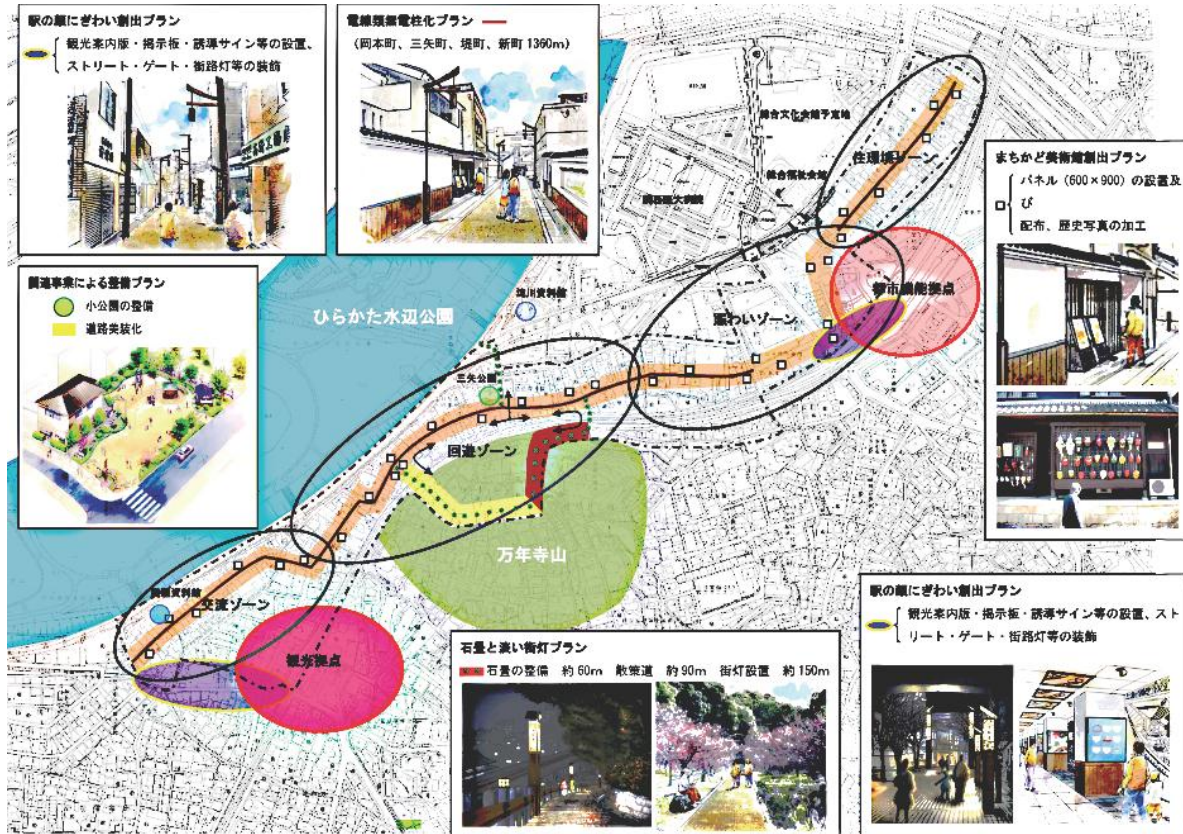
資料：文化庁のデータを基に作成

■墳丘長 200m以上の前方後円墳の数



資料：「古墳とヤマト政権」（文春新書）のデータを基に作成

■歴史・文化的資源等を活かしたまちづくり(枚方宿と枚方浜周辺地区)



資料：大阪府

■水の回廊 (概要)



資料：大阪府

② 集約・連携型都市構造の強化

各地域における、業務・商業・居住・医療等の多様な都市ストックを活用し、立体的・重層的にその機能を高めるなど土地の有効・高度利用を進めることで、各種都市機能の集約、高度化を図ります。

あわせて、地域間において、その都市機能を相互に連携・活用できるよう、放射及び環状交通網の形成など道路・公共交通ネットワークの充実や、情報通信技術を活用した情報通信基盤の機能強化を図ります。

鉄道駅周辺においては歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに(コンパクトシティ化)、特に、大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点については、サービス・交流拠点等のにぎわい空間の創出、商業・業務施設等の充実を図るとともに、良質な都市型住宅や医療福祉施設等公益施設の立地を促進します。

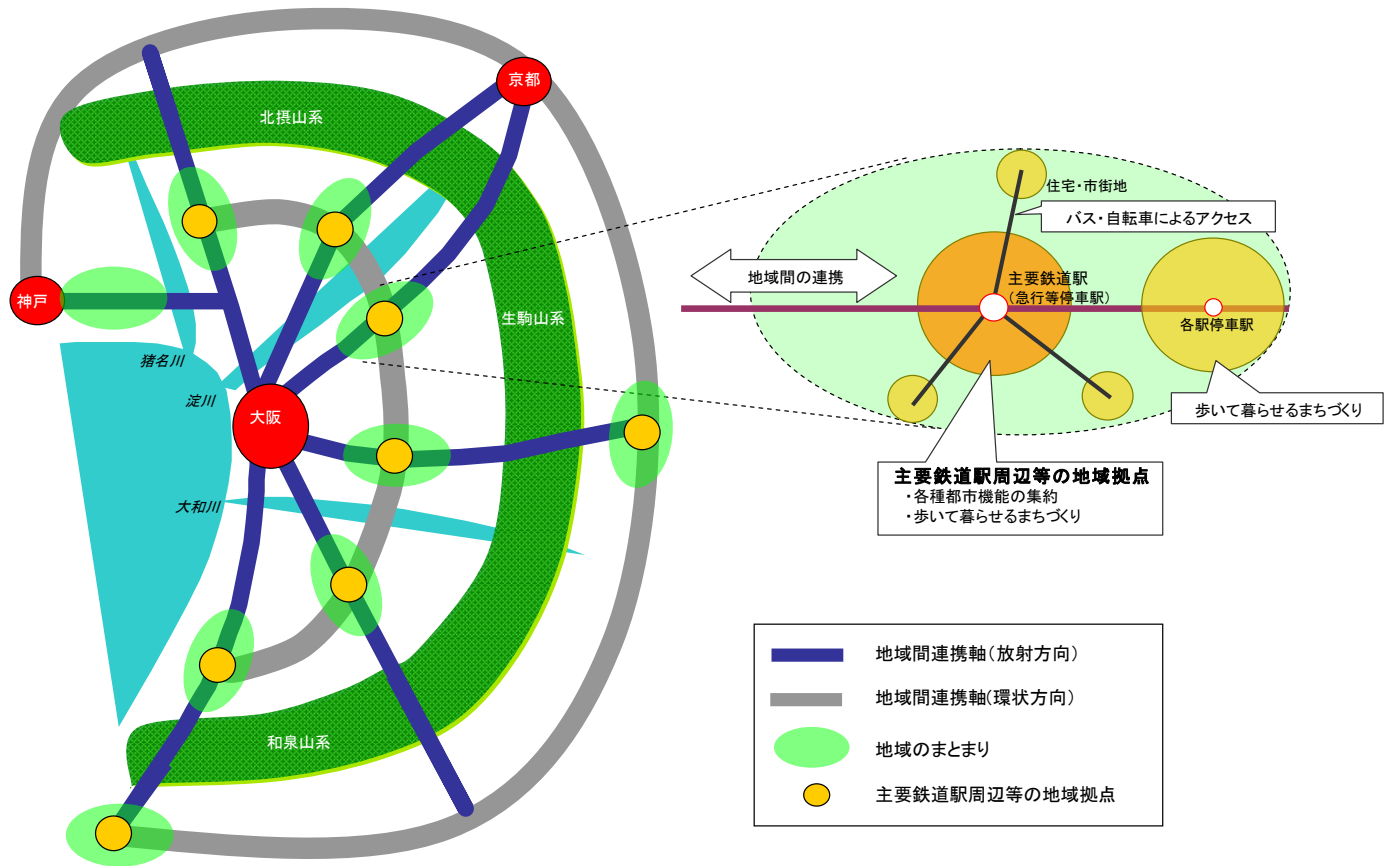
郊外部は、農空間等の良好な環境の維持・保全を図ることとしますが、特に産業の活性化や生活環境の向上などが地域において必要な場合は、自然環境に配慮した上で、計画的な都市的土地利用を図ります。

道路・河川・公園・下水道等都市基盤施設については、既存ストックを活かしながら効率的かつ効果的な整備を図るとともに、ライフサイクルマネジメント^{*17}を意識した上で適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行者・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを図ります。

*17 「ライフサイクルマネジメント」

ライフサイクル(整備と維持管理の全過程)にわたって、効用の創出・向上並びに費用の削減を総合的に行うとともに、CO₂削減も考慮し、最適な代替案を選択しながら管理すること。

■集約・連携型都市構造のイメージ図



資料：大阪府

(2) 将来像2：みどり豊かで美しい大阪

【土地利用の基本方針】

① みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり

大阪には、市街地近郊に自然豊かな山系や海辺があるという立地が活かされておらず、市街地では比較的身近なところにみどりがあるということが実感できにくくなっており、海～まち～山をつなぐ、みどりのネットワークの形成が重要になっています。また、ヒートアイランド現象等の環境問題も進行しており、みどりの量的な充足や質の向上を進めていく必要があります。

このため、周辺山系や臨海部、河川・道路等の府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出するとともに、学校・公園等公共空間のみどりの充実及び農空間^{*18}や社寺林等の保全、建築物等の緑化の推進などを図り、互いに結び付けていくことにより、海と山をつなぐ「みどりの風の軸^{*19}」の創出を目指します。

また、環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。

このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などを促進し、エネルギー利用効率の高い都市の形成を図るとともに、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進などを図ります。また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント^{*20}等マイカー利用を抑制し、公共交通機関や適切な自転車の利用を促進する施策を図ります。

また、CO₂の吸収源対策として、森林所有者とともに多様な主体が連携し、森林の間伐や植林を行うなど、森林の保全・育成を図ります。

*18「農空間」

農業振興地域を中心に、周辺山系と市街地の間にある農地、里山、集落、農業用水路やため池等の農業用施設等が一体となった地域。

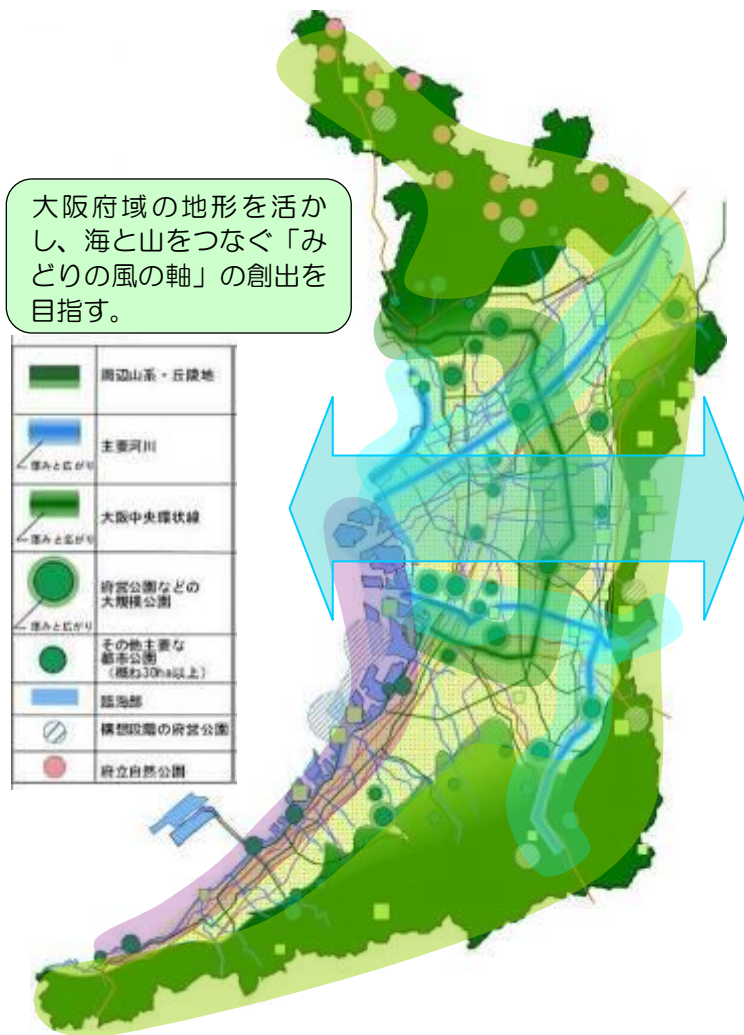
*19「みどりの風の軸」

海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形とみどりが持つヒートアイランド現象の緩和効果を活かして、河川や道路等の空間並びにその周辺をみどりでつなぐことによって形成された軸。

*20「モビリティ・マネジメント」

個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした施策。具体的には、渋滞や環境問題、個人の健康といったことに配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車等を使う方向へ転換していくことなどを指す。

■みどりのネットワーク図と配置方針（みどりの大阪推進計画）



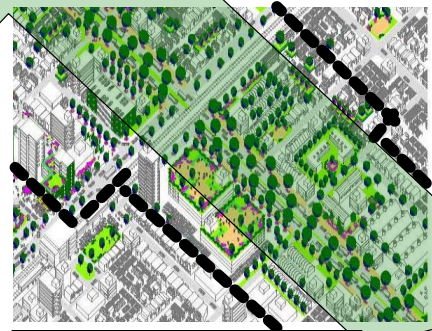
みどりの配置方針

骨格となるみどりをつなげる

骨格を厚く広くする

多様なみどりをつなぐ

道路等を軸とした
みどりの風
空間の創出



.....: 重点的に施策に取り組むエリア

資料：大阪府

■堺第7-3区太陽光発電所（仮称）



「堺第7-3区」

昭和49年2月から平成16年3月までの30年間にわたり府内の産業廃棄物を受け入れて埋立てた堺臨海部の産業廃棄物埋立処分場跡地

面積：約20ha

運転開始予定：平成23年度

資料：関西電力

② 健全な生態系・水循環の構築

健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全とともに、それらを有機的につなぐエコロジカル・ネットワーク^{*21}の形成を図ります。

里山^{*22}や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。

また、健全な水循環を構築するため、公共用水域の良好な水質の確保や、水源かん養機能の維持・向上に資する森林・農地等の適切な保全、下水道の高度処理、合流式下水道の改善及び処理水再利用の推進などを図ります。また、水資源の効率的利用を図ります。

③ 地域資源を活かした美しい景観の形成

大阪は、山、河川、海岸等の自然、歴史的街並み等、地域の特色に応じた多様な景観が形成されており、これらの景観を良好に保全・継承していくことが重要です。

このため、市街地の背景となる周辺三山系の山並みを保全するとともに、美しい田園風景の形成に寄与する里山や棚田の保全・再生を図ります。河川や海岸等については、府民が集い、親しめる景観となるよう、自然環境の保全、水辺空間の整備を図ります。

また、歴史的な建築物等、歴史・文化的資源の保全とともに、それらの資源を活かしたまちづくりを地域住民等と連携して行うことにより、調和した街並みや魅力ある都市空間の創出など、地域固有の景観の保全・形成を進めます。

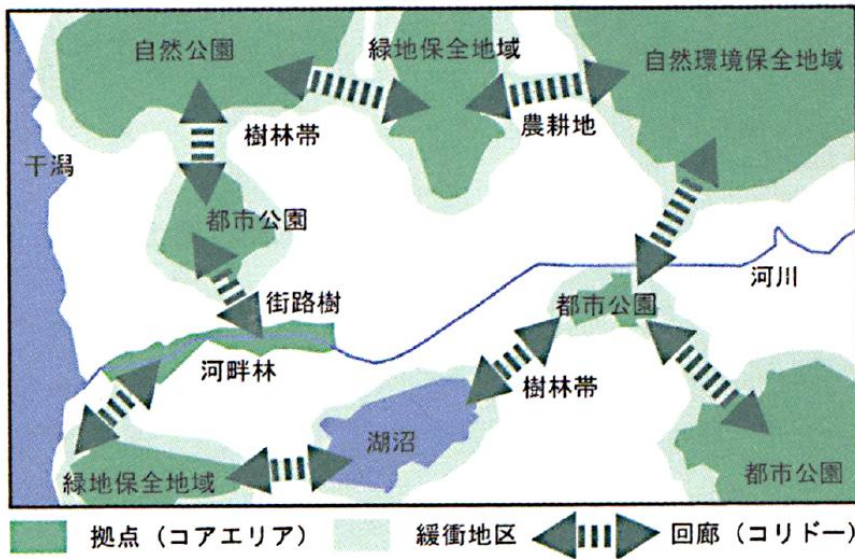
*21 「エコロジカル・ネットワーク」

分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとすること。

*22 「里山」

集落や人里の近くにあり、薪炭用材や山菜の採取など、人々の生業や暮らしの中で利用されることで環境が形成されてきた地域のこと。地形的に「山」とは限らない。

■エコロジカル・ネットワークの概念図



資料：国土交通省国土計画局資料

■水循環のイメージ図



資料：「平成 20 年版日本の水資源」
(国土交通省土地・水資源局)

■千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



資料：大阪府

■富田林市寺内町



資料：大阪府

■阪南市、岬町せんなん里海公園



資料：大阪府

(3) 将来像3：安全・安心な大阪

【土地利用の基本方針】

① 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

少子・高齢化の進展に伴う世帯構成の変化や府民のライフスタイルの多様化などに対応した暮らしの選択ができるよう、主要鉄道駅周辺等においては、商業・福祉・文化・教育等の多様な都市機能の集積を促進し、歩いて暮らせる快適な生活環境の形成を図ります。郊外部においては、豊かな自然等地域資源を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境の創出を図ります。

また、公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や、鉄道駅等を中心とした一定地域内での建築物も含むバリアフリー空間の形成を進めるなど、ユニバーサルデザイン^{*23}に配慮した土地利用を図ります。

② 災害に強い都市・地域づくりの推進

災害の未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるためには、関係機関が相互に連携・協働し、総合的・計画的にハード・ソフト施策を展開していくことが重要です。

近い将来、発生が危惧される東南海・南海地震や直下型地震等による災害リスクを低減させるため、道路・鉄道・上下水道等の耐震化や住宅・建築物の不燃化・耐震化を図ります。また、避難・延焼防止に有効な幹線道路、広場・公園等の整備を図るとともに、特に密集市街地^{*24}においては、防災道路やポケットパーク^{*25}等の確保を含め、防災性の向上を図ります。

洪水や津波・高潮等の災害リスクに対しては、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等の整備・強化を図ります。また、都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全による、雨水の河川・下水道への流出抑制を図ります。さらに、水害・土砂災害等の災害危険箇所の明示により、住宅等の適正な土地利用の誘導に努めます。

災害時の円滑な救援・救助や迅速な復旧・復興が行えるように、防災拠点^{*26}等の防災関連基盤の強化に加え、道路等の交通基盤及び上下水道や電気・ガス、情報基盤のネットワーク化を図ります。

さらに、大規模地震や洪水等による被害想定公表、避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだハザードマップ^{*27}の整備・普及などにより、地域住民の防災意識を高め、自主防災活動等の取組を促進します。

■ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した土地利用イメージ



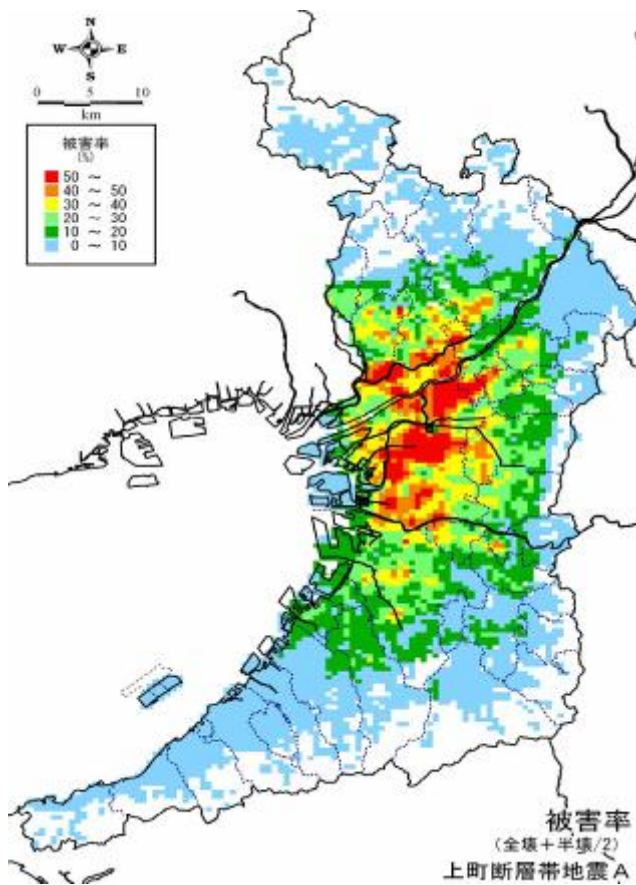
資料：国土交通省安全生活政策課
(大阪府において一部修正)

■多言語表示による案内情報(事例)



資料：大阪府

■上町断層帯地震の想定被害率



※想定マグニチュード：7.5～7.8

資料：「大阪府地震被害想定調査」(平成18年、大阪府)

■密集市街地の状況



資料：「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」(平成19年、大阪府)

***23 「ユニバーサルデザイン」**

障がいの有無、年齢、言語等にかかわらず快適に利用できるよう、製品・建物・空間等をデザインすること。高齢者や障がい者等にやさしい形や機能は、誰にとってもやさしいものになることを前提に、普遍性を強調した概念。

***24 「密集市街地」**

高度経済成長期等に、道路等の都市基盤が整わないまま、木造賃貸住宅等が密集して立地した地域。

***25 「ポケットパーク」**

道路の沿道や駅前等の一角に、憩いの場となるようなベンチ等を設けた小空間。災害時には延焼防止や一時避難地としての活用が期待できる。

***26 「防災拠点」**

地震等の大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護などの災害応急活動の拠点となる施設。

***27 「ハザードマップ」**

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、地震、洪水、土砂災害等によって想定される被災状況やそれら災害時における避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだ地図。

■防災・普及啓発拠点（津波・高潮ステーション）の整備事例

防災棟（執務室、監視操作室等）



展示棟



資料：大阪府

■大和川洪水ハザードマップ



資料：堺市

(4) 多様な主体との連携・協働による地域づくり

人口減少・高齢化の進展やそれに伴う担い手不足などにより、遊休農地*28・放置森林*29 や空き家・空闲地等が増加し、環境・景観の悪化や治安面の不安といった土地の管理面からの問題が顕在化しています。土地所有者等による適切な管理を基本としつつ、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政との連携・協働により、持続的かつ適切な土地利用を図り、より良い状態で次世代へ引き継ぐことが重要となります。

こうした点を踏まえ、(1)～(3)の将来像の実現に向けた共通する取組方針として多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進します。

① 土地利用に関する情報の共有化

大阪府は、府域の土地利用の状況・推移などを、地理情報システム等を活用し総合的に把握・評価することで、各種行政計画等への活用を促進します。また、府民の土地利用に関する理解や主体的な取組を促進するため、土地情報の普及・啓発を図ります。

② 多様な担い手の確保と組織化

知識や経験が豊富な高齢者、環境問題等に取り組むNPO・企業等が増えつつある中で、こうした個人・企業等をつなぎ、支えていくための仕組みを整えていくことが重要です。

このため、大阪府は、府民・NPO・企業等の参画による遊休農地の解消や放置森林の管理、「共生の森」等のみどりづくりを進めます。

そして、行政と地域住民等との協働による緑化活動や道路・河川等の美化活動を促進します。空闲地については、治安面・環境面等の課題の解消に向け、所有者等への適正な維持管理を求めるとともに、ゆとり空間や防災空間等としての活用を促します。

また、鉄道駅周辺等のうち、商業機能の低下や空き店舗・空闲地の増加などに伴う活力・魅力の低下が懸念されている市街地においては、行政及び商業事業者や地域住民等により、商業等の活性化方策と連携しながら、都市基盤や都市機能の再整備を図ります。

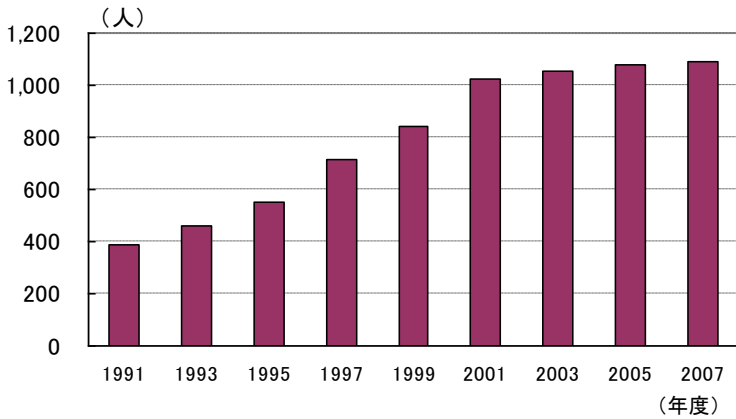
*28 「遊休農地」

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

*29 「放置森林」

平成19年8月に策定した「放置森林対策行動計画」において、対象とする森林を、『①間伐が遅れて林内が暗く、土壌の流出などが見られる人工林 ②過密になり隣接する森林に拡大している竹林』としている。

■みどりボランティア（みどりすと）の推移

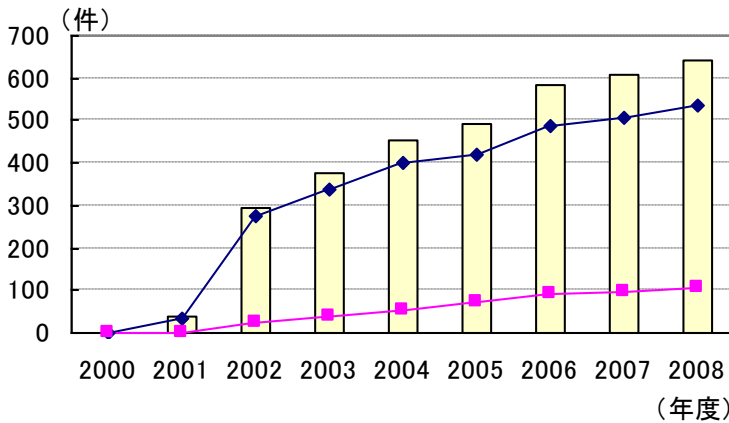


※みどりすと…緑化の推進や府域に残された貴重な自然環境を保全するトラスト運動に取り組むことを目的に、(財)大阪みどりのトラスト協会が募集し、登録されたボランティア

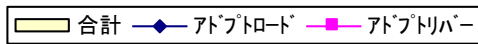
(注) 各年度末現在の累計数

資料：大阪府

■大阪府におけるアドプトの実施状況

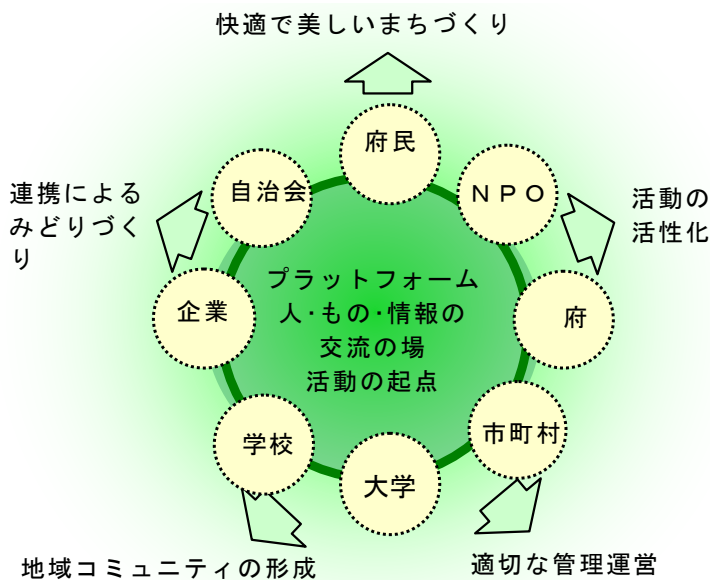


(注) 各年度末現在の累計数



資料：「都市整備行政の概要」（平成 20 年度、大阪府）

■多様な主体の連携・協働イメージ



資料：大阪府

4 土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向

土地利用区分ごとの基本方向は以下のとおりとします。なお、各土地利用区分を個別に捉えるだけでなく、基本方針に即した土地利用を推進していくことを基本に、総合的・横断的な取組を進めていくことが重要です。

(1) 農地

農地は、食料の安定供給を図るための生産基盤はもとより、農業生産活動などを通じて環境保全、洪水防止や水源かん養、さらには防災機能としてのオープンスペース、棚田等自然と調和した景観、教育・レクリエーション機能としての活用など、多様な公益的機能を有しています。

しかし、都市化の進展などにより農地面積が減少し、また農業従事者の高齢化に伴う担い手不足などにより、遊休農地が増えている状況にあります。このため、農地法等に基づく優良農地の確保をはじめ、遊休農地化の未然防止・解消に向け、農業生産基盤のきめ細かな整備、担い手農家をはじめ府民・企業等へ農地を貸付ける取組、景観作物の栽培支援など、農空間の保全・活用を推進します。

市街化区域内農地のうち、生産緑地^{*30}については、農業生産機能を確保するとともに、貴重な緑地空間及び防災空間としての有効かつ適切な保全に努めます。また、宅地化農地^{*31}について、都市的土地利用へ転換する際には、みどりの確保などに配慮するよう促します。

(2) 森林

森林は、水源かん養、環境保全、災害防止機能等の観点で貴重な資源であり、教育・レクリエーション機能としての活用も期待されます。

しかし、担い手の減少や林業の採算性の低下などにより、森林面積が減少することに加え、放置森林が増えている状況にあります。

このため、治山事業等の導入や各種規制制度の適正な運用などによる森林の保全・整備に努めるとともに、府民・NPO・企業等の参画による里山の保全活動や放置森林の整備など適切な管理を促進します。

市街地及びその周辺に残された社寺林等については、都市における貴重なみどりとして保全を図ります。

*30 「生産緑地」

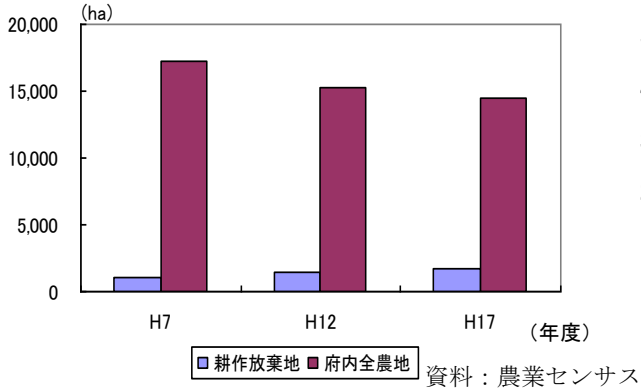
生産緑地法に基づき、農業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、市街化区域内の農地を保全するため都市計画に定めるもの。

*31 「宅地化農地」

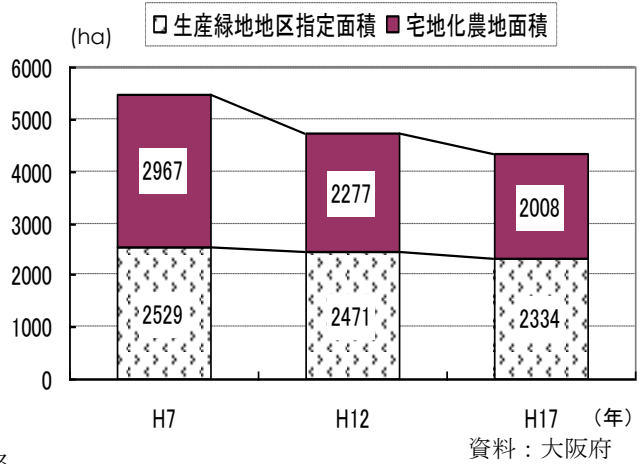
市街化区域内の農地のうち、生産緑地以外の農地。

大阪府における遊休農地の面積の推移

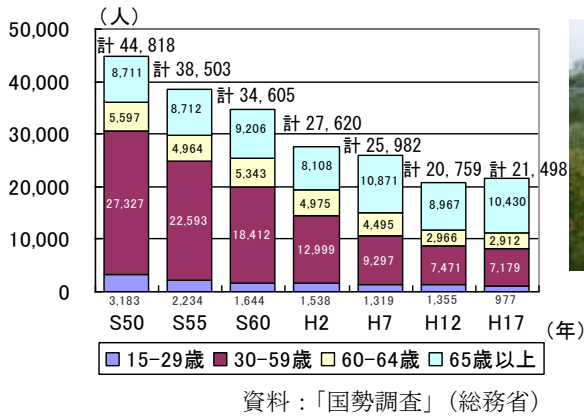
農地面積は減少しているが、遊休農地(=耕作放棄地)は増加の傾向にある。



宅地化農地面積及び生産緑地地区指定面積



農業就業者数の推移 (大阪府)



市民農園による活用事例



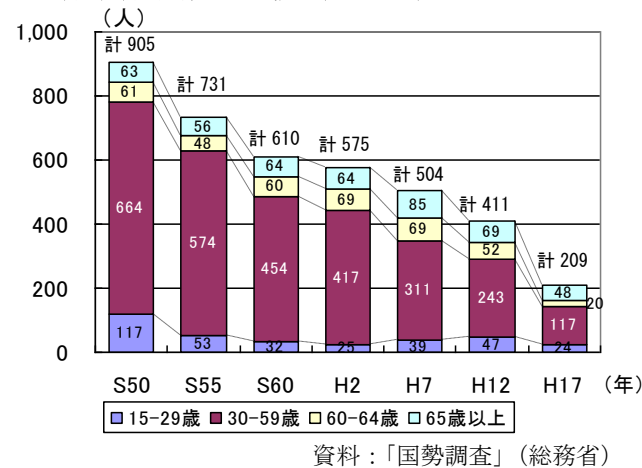
資料：大阪府

防災農地登録事例 (寝屋川市)

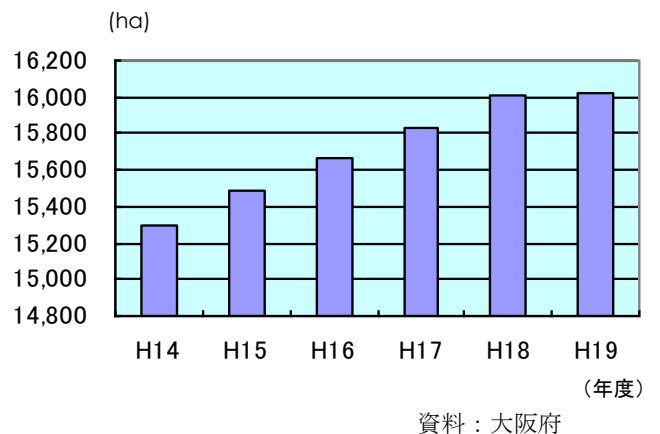


資料：大阪府

林業就業者数の推移 (大阪府)



大阪府における保安林面積



社寺林のある風景



資料：大阪府



資料：大阪府

これらの地域は、大阪府自然環境保全条例による自然環境保全地域として指定されている。

(3) 河川・水面・水路

水資源の確保や災害防止など利水・治水の観点から、地域や流域の特性に応じた適切な維持管理、改修・整備を図ります。

加えて、生物の多様な生息・生育環境が確保できる自然環境の保全、水質の改善を図るとともに、緑化の推進や、安全面にも配慮しつつ府民が集い憩うことができる親水空間の創出を進めるなど、水辺環境の改善を図ります。

(4) 沿岸域^{*32}

自然海岸・人工海浜については保全を図り、府民が親しめる水辺環境の形成に努めます。港湾・漁港施設、産業施設等が立地する区域及び立地が見込まれる区域については、環境の保全、水産資源の保護に十分配慮するとともに、周辺の土地利用との調和を図ります。

***32 「沿岸域」**

海岸線を挟む沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲。

■河川周辺の緑化（恩智川）



資料：大阪府

■府民が集い憩える親水空間の創出（寝屋川）



資料：大阪府

■ため池オアシス構想の推進（熊取町）



資料：大阪府

■地域住民とともに保全する水辺空間（長瀬川）



資料：大阪府

■小島自然海浜（岬町）



資料：大阪府

(5) 道路

道路については、産業・物流基盤として地域・都市間を結びつける交通ネットワークの形成が重要となることから、新名神高速道路の整備促進や大阪都市再生環状道路等の整備により、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

橋梁の耐震性の強化や、密集市街地等において避難路・延焼遮断帯となるまちづくりと連携した防災環境軸を形成する道路整備により、防災機能の強化を図ります。

歩道や自転車走行空間の確保などにより歩行者・自転車の安全な通行を確保し、鉄道駅周辺等へのアクセスの改善などを図ります。また、街路樹等の緑化の充実や沿道の民有地等と一体となったみどりづくりを進めるなど、厚みと広がりのあるみどりの風の軸の創出を図ります。

また、農道・林道については、市街地と農空間の交流を促進し、農林業の生産性の向上を図るため、自然環境の保全に配慮しつつ、適切な維持管理・更新を行うとともに、必要な整備に努めます。

(6) 鉄道

鉄道は、にぎわい・活力ある都市の形成や環境負荷の少ない交通ネットワークの形成において重要となることから、地域・都市間相互の連携や空港へのアクセス強化などに向け、都市高速鉄道の整備促進を図ります。また、三大都市圏の一体化や、ビジネス・観光面での利便性の飛躍的な向上が望まれることから、リニア中央新幹線や北陸新幹線の具体化に向けた取組を進めます。

(7) 空港・港湾その他運輸施設用地

運輸施設については、産業の国際競争力の強化を図るため、関西国際空港や阪神港等ベイエリアにおける国際物流拠点の整備や機能強化を促進するとともに、幹線道路の交通結節点等において都市内物流機能の強化を図ります。

■道路ネットワーク図



資料：大阪府

■関西国際空港



資料：関西国際空港用地造成株式会社

■阪神港



資料：大阪府

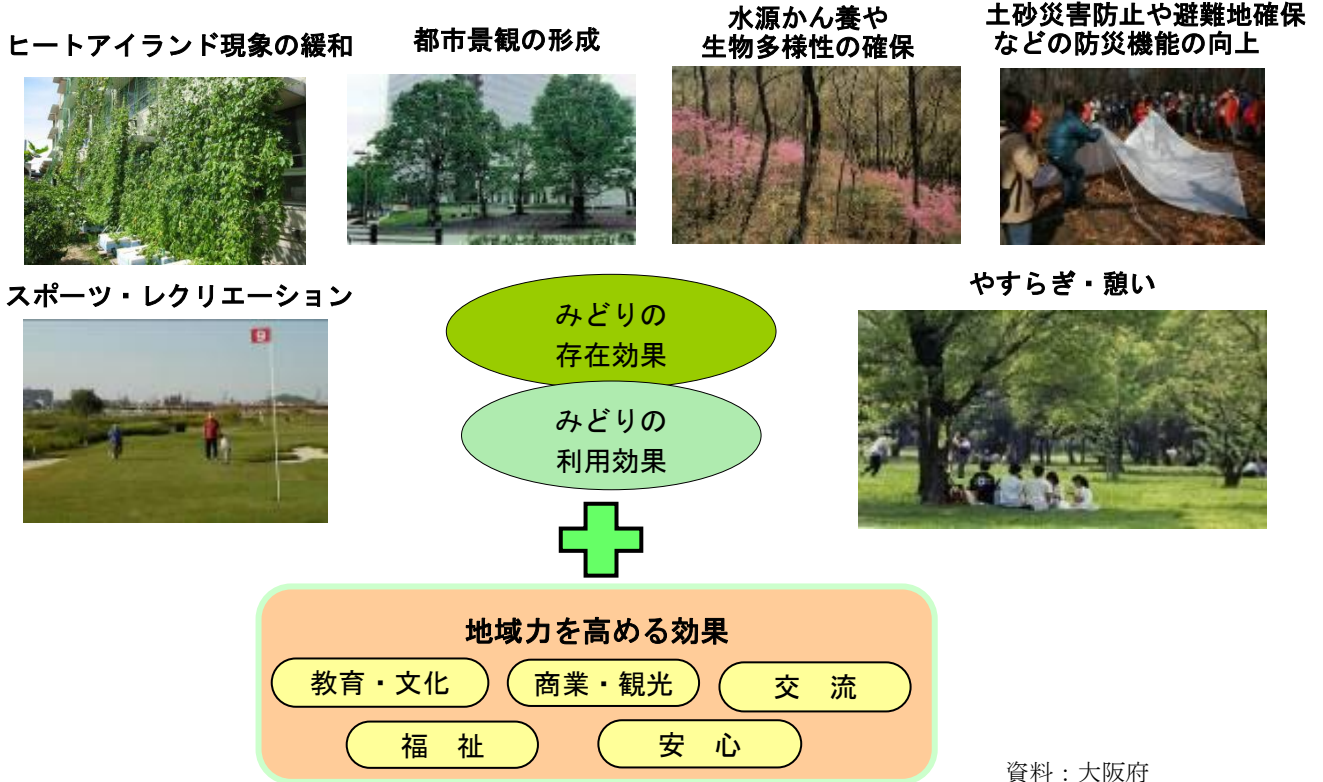
(8) 公園・緑地

みどりには、ヒートアイランド現象の緩和や防災機能の向上などの多様な効果があり、さらに、スポーツ・レクリエーションとしての利用や、教育・文化、交流といった活動を通してのコミュニティの形成など、地域力を高める効果も期待されます。

公園・緑地は、これらみどりの効果が期待できる主要な施設であることから積極的な利用促進を図るとともに、道路や河川とあわせたみどりの風の軸を形成する重要な拠点ともなることから、着実な整備と適切な管理を進めていきます。

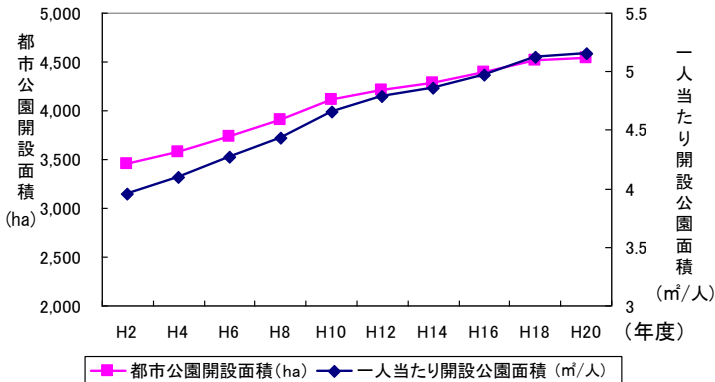
また、堺第 7-3 区において、府民協働により大規模な森・ビオトープ等の自然環境を創出・再生する「共生の森」づくり等、新たなみどりの創出に努めます。

■みどりの多様な効果のイメージ

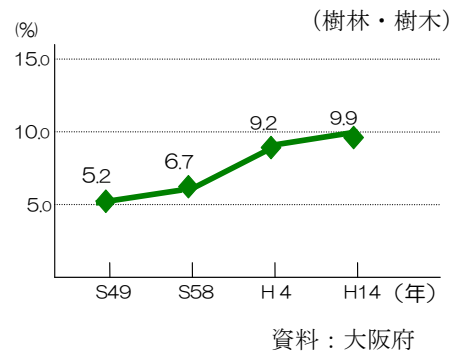


■都市公園開設面積及び一人当たり

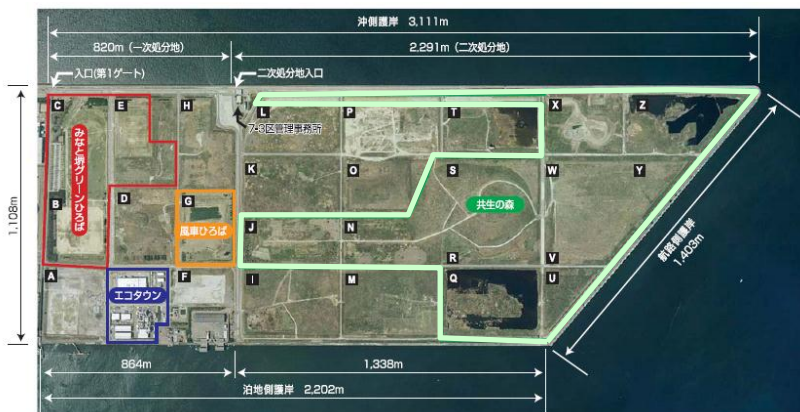
開設公園面積の推移



■市街化区域における緑被率の推移



■堺第7-3区 共生の森



堺第7-3区(約280ha)のうち、共生の森として約100haを整備

資料：大阪府

(9) 住宅地

安全・安心、魅力ある生活環境の向上を目指し、住宅ストックの不燃化・耐震化を促進するとともに、住環境の維持・改善を図ります。

密集市街地では、老朽化した木造住宅等の除却、共同・協調建替えなどの促進に加え、避難地・避難路となる都市施設の整備、オープンスペースの確保を図ります。

計画的住宅市街地（ニュータウン）については、その多くが開発後30年～40年経過し、人口減少や高齢化の進行が著しく、住宅や施設の老朽化が見られます。このため、緑豊かな環境や美しい景観を保全しながら、子育て世帯等多様な世帯が居住できる住宅地の形成や、バリアフリー化に対応した住宅・施設の更新など、まちの再生に向けた土地利用に努めます。

事業計画が概ね確定している住宅地については、農地・森林等との調整や自然環境の保全に配慮しつつ整備することとし、それ以外の市街化調整区域での整備は基本的に抑制します。

(10) 工業用地

グローバル化の進展などを踏まえ、ベイエリアにおける環境・新エネルギー関連産業等次世代産業にかかる企業誘致や研究開発施設の立地促進、これらを支える基盤技術・高度部材等の工場集積の維持・発展を図ります。また、第二京阪道路等の幹線道路沿道において、周辺環境に十分配慮しつつ、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を図ります。

住工混在市街地については、工場の操業環境の維持・増進を図る本来の用途を尊重し、工場立地の誘導について地域の特性に応じた施策を講じます。そのうち、すでに住宅の混在が進み、住環境と工場の操業環境の共存を目指す地域では、共存できるルールのもと、それぞれが可能な限り良好な環境を確保し、調和のとれたまちづくりに努めます。

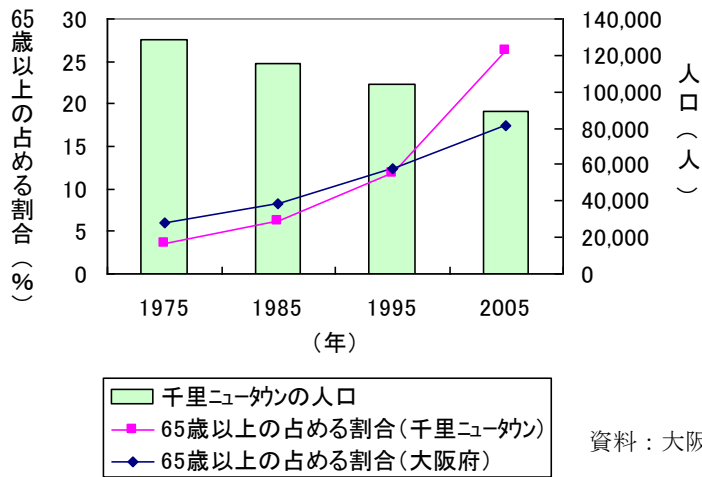
■千里ニュータウンの街並み



更新時期を迎えた集合住宅の建替えが進められている

資料：豊中市

■千里ニュータウンにおける人口と高齢者比率の変化

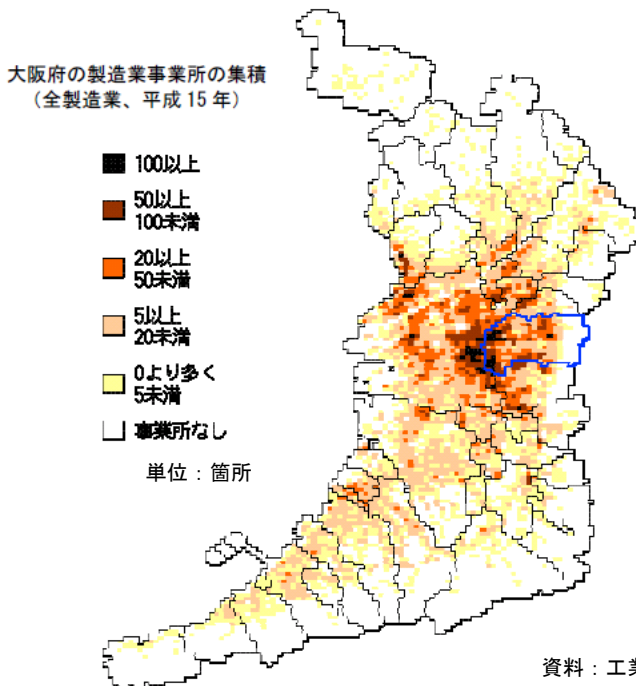


■ベイエリアにおける太陽光発電パネル等の産業集積「パネルベイ」



資料：関西電力

■大阪府の製造業事業所の集積



■住工混在市街地の様子



資料：東大阪市

(11) 商業・業務施設等用地

地域の活性化に対応し、集約・連携型都市構造の一層の促進に向けた配置を図ります。

特に、大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点においては、商業・業務施設等の集積を促すとともに、居住機能を併せ持つ複合施設の立地を促進するなど、土地の有効・高度利用を図ります。

また、バイオ等次世代産業の企業誘致、研究開発拠点等の整備を促進します。

なお、大規模集客施設については、都市機能の集積状況や道路等ネットワークの整備状況等を考慮した上で適正な立地の誘導を図ります。

(12) 教育・福祉施設等公共施設用地

少子・高齢化を踏まえ、地域における教育施設の需要減少、福祉施設の需要増大などに対応した適正な利用に努めます。また、学校や下水処理場等公共施設について、緑化の推進など環境面の向上を図るとともに、耐震性の確保など災害時の活用を考慮した施設の整備・改善を図ります。

(13) 低・未利用地

市街地においては、入居者のいない空き家や空閑地・空き店舗、廃工場等低・未利用地^{*33}の発生が課題となっています。このため、土地の整序・集約化などによる居住用地、事業用地等としての再利用を図るほか、防災空間・にぎわい空間といったオープンスペースとしての利用、福祉施設の立地など公益的な利用の促進を図ります。

*33 「低・未利用地」

土地利用がなされていないもの。または、土地の管理水準が低下し、本来の利用形態がなされていないものをいう(遊休農地や放置森林については、「農地」「森林」の区分で示しており、ここでは除く)。

第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標

(1) 目標年次及び計画の基礎指標

計画の目標年次は平成32年(2020年)、基準年次は平成19年(2007年)とします。計画の基礎的な指標となる人口は、平成19年において約882万人であり、平成32年においては約853万人と想定しています。

また、年齢階層別でみると、平成19年において、15歳未満で約122万人(14%)、15～64歳で約579万人(66%)、65歳以上で約181万人(20%)であり、平成32年においては、15歳未満で約91万人(11%)、15～64歳で約508万人(59%)、65歳以上で約254万人(30%)と想定しています。

(2) 規模の目標の設定に当たっての考え方

規模(面積)の目標の設定対象は、土地利用区分の「農地、森林、河川・水面・水路、道路、都市公園、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地及びその他(運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等)」の9区分並びに市街地(人口集中地区)とします。

規模の目標は、土地利用区分別面積調査の結果から得られた推移を前提に、将来人口や経済見通しなどを考慮のうえ、土地利用の実態との調整を行い、土地利用区分ごとに必要な土地面積を予測し定めるものとします。

(3) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

これまで人口増加に伴い住宅地を拡大してきましたが、今後は人口減少や高齢化の進展の下での土地利用を考えていく必要があります。

このため、事業計画が概ね確定している住宅地開発などの完了に伴う森林地域の縮小及び住宅地等の増加を見込みますが、今後、住宅地開発にかかる市街化区域の拡大は原則実施しないこととします。

ただし、鉄道駅周辺における住宅や商業施設の新規立地については、集約・連携型都市構造の強化の観点から計画的な市街化を図る前提のもと行います。また、幹線道路沿道の都市型製造業、広域商業・流通業務施設等の新規立地については、周辺環境に配慮し、産業の活性化の観点から計画的な市街化を図る前提のもと促進を図ります。

また、主要な道路・河川の緑化や公園等の整備を図り、公共施設及び住宅や工場・商業施設等の民有地において緑化を進めるなど、みどりの拡大を図るとともに、農地や森林の確保に努めます。

① 農地

農地法に基づく農地転用許可制度の厳格な運用などを通じた転用の抑制をはじめ、農空間保全地域制度*34により遊休農地の解消に向け、担い手農家をはじめとした府民・企業等へ農地を貸付ける取組や、景観作物の栽培支援など、農空間の保全・活用を推進します。また、今後、都市計画法に基づく市街化調整区域における新たな住宅地開発は抑制し農地の保全を図ります。

しかし、市街化区域内の農地については、住宅地や工業用地等への転換により減少を見込みます。また、市街化調整区域内の農地のうち、第二京阪道路等幹線道路沿道における工場用地や商業施設用地等への政策的な転換及び鉄道駅周辺における住宅地等への転換により減少を見込みます。

② 森林

森林法に基づく保安林や自然公園法に基づく自然公園の指定及び規制制度の適正な運用による開発規制に努めます。また、今後、都市計画法に基づく市街化調整区域における新たな住宅地開発は抑制し、森林の保全を図ります。

しかし、主に北大阪地域や南大阪地域における、幹線道路の整備や事業計画が概ね確定している住宅地開発などの完了に伴う減少を見込みます。

	面積(ha) (構成比%)			面積増減 (ha)
	H9年	H19年	H32年	H32-H19
①農地	16,400 (8.6%)	14,360 (7.5%)	13,360 (7.0%)	-1,000
市街化調整区域	10,980	10,230	10,040	-190
市街化区域	5,420	4,130	3,320	-810
②森林	58,640 (31.0%)	58,190 (30.7%)	56,800 (29.8%)	-1,390

(算定方法)

①農地:市街化調整区域は第二京阪道路等幹線道路沿道等における土地利用転換に伴う減少を積算

市街化区域は(H9→H19)トレンドの1/2減を想定

②森林:幹線道路や事業計画が概ね確定している住宅地開発など(彩都・箕面森町等)の完了に伴う減少を積算

*34 「農空間保全地域制度」

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(平成20年4月施行)の中で設けられた、農業者・農業団体・府民等が一体となって農空間の保全と活用を進めていく制度。公的機関の仲介による農地の貸借などにより、遊休農地の解消を図る。

地域としては、農業振興地域の農用地区域、市街化調整区域の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地が対象となる。

③ 河川・水面（ダム・ため池）・水路

災害防止や農業利水等の観点から、ダムの整備により増加を見込みます。

④ 道路

幹線道路の整備及び事業中の住宅地開発などに伴う道路整備により増加を見込みます。

⑤ 都市公園

都市公園の整備により面積の増加を見込みます。

なお、みどりの大阪推進計画では、「緑地※」の府域面積に対する割合を4割以上確保することを目標（目標年次：平成37年）としています。

※「緑地」の定義：「施設緑地」と「地域制緑地」

「施設緑地」：都市公園あるいはこれに準ずる機能を持つ施設として国・府・市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

→⑤都市公園、港湾緑地、府道・下水処理場の緑化、堺市「共生の森」等

「地域制緑地」：法や条例等により国・府・市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

→①農地のうち、農業振興地域内の農用地及び生産緑地並びに②森林

その他、建築物緑化促進制度の活用などによる都市部での緑地が対象

（推移：H8.3 78,200ha（41.2%）⇒ H18.3 78,600ha（41.4%））

今後、地域制緑地は約1,530haの減少（農地：約140ha（生産緑地が該当）、森林：約1,390ha減少）を見込みますが、都市部における地域制緑地の増加や、都市公園、港湾緑地や府道・下水処理場の緑化などによる施設緑地の増加を図り、目標をめざすこととしています。

	面積(ha) (構成比%)			面積増減 (ha)
	H9年	H19年	H32年	H32-H19
③河川・水面・水路	9,980 (5.3%)	10,120 (5.3%)	10,190 (5.3%)	+70
④道路	15,680 (8.3%)	17,190 (9.1%)	18,400 (9.7%)	+1,210
⑤都市公園	4,000 (2.1%)	4,510 (2.4%)	5,060 (2.7%)	+550

（算定方法）

③河川・水面・水路：ダム整備による積算＋水面(H9→H19)トレンドの1/2減を想定

④道路：新名神高速道路・第二京阪道路等の整備による積算＋(H9→H19)トレンドの1/2増を想定

⑤都市公園：(H9→H19)トレンド増を想定

⑥ 住宅地

市街化調整区域での新規開発は基本的に抑制していきませんが、市街化区域の宅地化農地の転換による住宅地開発及び事業計画が概ね確定している住宅地開発の完了などに伴う増加を見込みます。

⑦ 工業用地

既存の工場について、産業集積促進税制等の活用により工場の移転・廃業などの抑制を図ることにより、工業用地の維持に努めます。

加えて、新規の工場について、第二京阪道路等幹線道路沿道やベイエリアにおける工場立地の促進を図ることにより増加を見込みます。

⑧ 商業・業務施設等用地

店舗や事務所数の減少が予測されますが、一方で鉄道駅周辺や幹線道路沿道における大規模小売店舗等の立地が予測されることから増加を見込みます。

⑨ その他（空港・港湾その他運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等）

運輸・物流施設用地については、ベイエリアにおける施設立地の促進などを図ることにより増加を見込みます。

しかし、東大阪地域において、H19年時点で低・未利用地となっている第二京阪道路の予定地が開通に伴い道路用地となることから、低・未利用地が減少するなど、全体としては面積の減少を見込みます。

		面積(ha) (構成比%)			面積増減 (ha)
		H9年	H19年	H32年	H32-H19
宅地		57,870 (30.6%)	59,770 (31.4%)	61,190 (32.1%)	+1,420
(内訳)	⑥住宅地	31,040 (16.4%)	33,310 (17.6%)	34,360 (18.0%)	+1,050
	⑦工業用地	6,040 (3.2%)	4,960 (2.6%)	5,080 (2.7%)	+120
	⑧商業・業務施設等用地	20,790 (11.0%)	21,500 (11.3%)	21,750 (11.4%)	+250
⑨その他 (空港・港湾その他運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等)		26,710 (14.1%)	25,640 (13.5%)	25,500 (13.4%)	-140

合計		189,280 (100.0%)	189,780 (100.0%)	190,500 (100.0%)	+720
市街地(人口集中地区)		89,400 (※1)	90,190 (※2)	90,910	+720

(※1) H7年国勢調査・(※2) H17年国勢調査

(算定方法)

⑥住宅地: 事業計画が概ね確定している住宅地開発に伴う増加を積算+農地等の土地利用転換に伴う増加を積算

⑦工業用地: 第二京阪道路等幹線道路沿道等の土地利用転換に伴う増加を積算+(H16→H19)減少量の1/2を想定

⑧商業・業務施設等用地: 第二京阪道路等幹線道路沿道等の土地利用転換に伴う増加+(H16→H19)減少量の1/2を想定

⑨その他: 運輸施設の立地による増加、第二京阪道路の開通に伴う低未利用地の減少を積算+(H9→H19)トレンドの1/2減を想定

合計: 関西国際空港(2期)や阪南2区等埋立てに伴う増加を積算

第3章 目標を達成するために必要な施策の概要

1 将来像の実現に向けた施策の推進

第1章の「土地利用の将来像と基本方針」を踏まえ、以下に取り組むべき施策の概要を示します。

なお、施策の推進にあたり、例えば、道路ネットワークの形成が、物流の円滑化だけでなく都市環境の改善を図ることにもつながることから、各施策が互いに関係し、相乗的に施策の効果を高めながら、将来像の実現を目指していきます。

将来像1 「にぎわい・活力ある大阪」に対応する施策の概要または施策例

①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成

- 関西国際空港の国際拠点空港としての機能強化
- 新名神高速道路や大阪都市再生環状道路等の整備促進
- 環境・新エネルギー産業、バイオ関連産業の生産施設等の誘致促進
- ミュージアム都市としての魅力づくりの推進（水辺の拠点づくり等）

②集約・連携型都市構造の強化

- 市街地再開発事業等による公共施設の整備や土地の高度利用
- 公共交通の利用促進施策や乗継利便性向上
- 駅周辺でのまちの活性化の促進（多様な関係者の協働による緑化や清掃活動等）

将来像2 「みどり豊かで美しい大阪」に対応する施策の概要または施策例

①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり

- みどりの大阪推進計画の推進（みどりの風促進区域の指定によるみどりの拡大等）
- CO₂吸収源・排出抑制等対策の推進（CSR活動等による森林整備等）
- ヒートアイランド対策の推進

②健全な生態系・水循環の構築

- 生物多様性の確保（里山の保全等）
- 公共用水域の水質改善（河川・下水道整備等）

③地域資源を活かした美しい景観の形成

- 親しめる景観の確保（生駒山系花屏風構想の推進等）
- 無電柱化の推進等

将来像3 「安全・安心な大阪」に対応する施策の概要または施策例

①誰もが暮らしやすい生活環境の形成

- 道路・建築物等、様々な施設におけるバリアフリー化
- 交通安全性の向上
- 千里・泉北等ニュータウンの再生（住宅団地の再整備等）

②災害に強い都市・地域づくりの推進

- 建築物の耐火・耐震性の向上
- 都市基盤施設の耐震化
- 治水対策の推進（河川・下水道整備等）

2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善

(1) 土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化

土地利用区分ごとの規模の推移について、土地利用区分別面積調査や開発動向に関する調査を実施し、継続的な現状把握及び分析を行うなど、土地利用に関する情報の蓄積・更新を図るとともに、適宜、府ホームページ等で公開します。

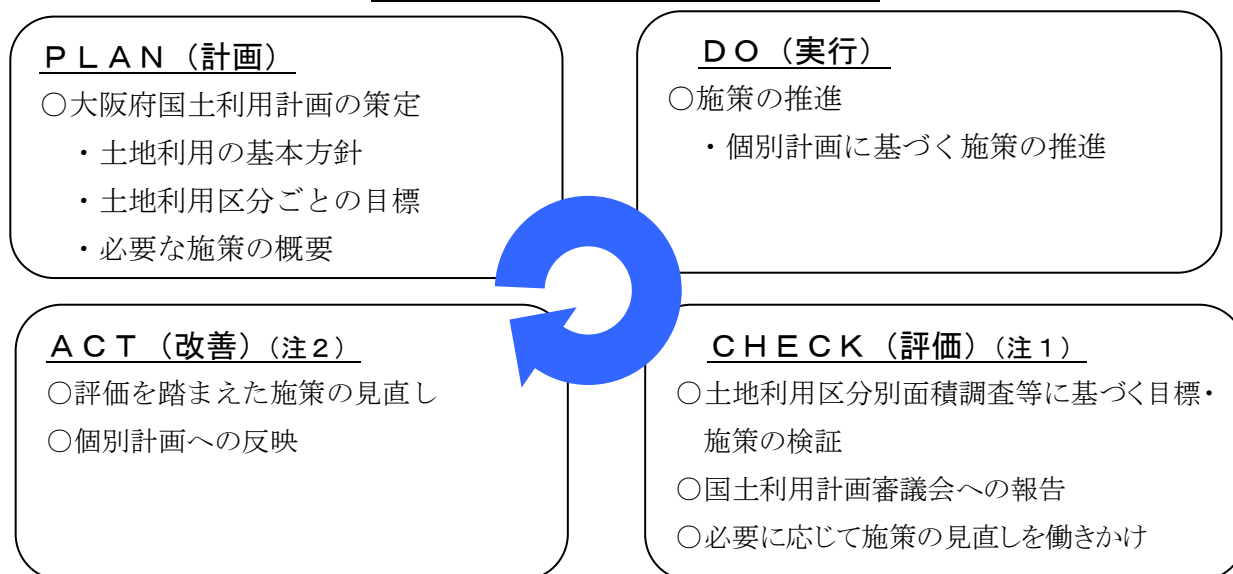
また、土地利用区分ごとの規模について細分化できる場合には、その把握に努めます。

(2) 計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善

国土利用計画は概ね10年間の長期計画であり、その間の社会経済情勢の変化などにも十分対応しつつ、着実に計画を推進していく必要があります。このため、個別計画に基づく施策の推進による土地利用区分ごとの目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて施策の見直しを進めます。

また、社会経済情勢の大きな変化や個別計画の改正が生じた場合には、目標も含め、評価段階で考慮するなど適切に点検・評価・改善を行います。

PDCAサイクルにそった施策の推進



(注1) 毎年実施する土地利用区分別面積調査に基づいて土地利用区分ごとの面積の推移を把握した上で国土利用計画審議会へ報告を行い、審議会からの意見を受け、施策の見直しを検討する。また、関係部局との連携を図りながら各施策の進捗状況も把握した上で施策の見直しの必要性を判断し、見直しが必要であれば、個別計画の所管部署へ見直しの働きかけを行う。

(注2) 評価を踏まえ、個別計画所管部署において必要に応じて施策の促進及び内容の充実を図り、適宜、個別計画への反映を行う。

また、将来像の実現に向けては、土地利用区分ごとに個別に捉えるだけでなく、横断的に関連する施策・事業等を活用した、多分野との施策連携による取組が求められるため、規模の目標だけでなく、「にぎわい・活力」「環境・景観」「安全・安心」にかかる指標の検討及び把握に努めます。

■土地利用区分ごとの定義及び出典

土地利用区分	定義	出典
農地	・耕作の目的に供される土地であって、畦地を含む【農地法第2条第1項】 ・田及び畑の合計	
田	たん水設備と、これに所要の用水を供給する設備を有する耕地	「作物統計」(農林水産省)
畑	田以外の耕地	
普通畑	畑のうち、樹園地及び牧草地を除くすべてのもの	
樹園地(含牧草地)	畑のうち、木本性作物を1a以上集団的に栽培するもの	
森林	国有林と民有林の合計で、林道面積は含まない	
国有林	林野庁所管国有林・官行造林地・その他省庁所管国有林の合計	・農林水産省近畿中国森林管理局データ ・「農林業センサス」(農林水産省)
民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林	大阪府データ
河川・水面・水路	河川、水面、水路の合計	
河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	・国土交通省各河川事務所データ ・大阪府データ
水面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びに溜池の満水時の水面	大阪府データ
水路	農業用排水路	「作物統計」(農林水産省)及び大阪府データを基に算出
道路	・一般道路、農道、林道の合計 ・車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	
一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	・西日本道路株式会社データ ・「道路統計年報」(国土交通省) ・「道路現況調査」(大阪府)
農道	圃場面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道	「作物統計」(農林水産省)及び大阪府データを基に算出
林道	国有林林道及び民有林林道	大阪府データ
都市公園	都市公園法第2条に定める都市公園の開設面積	大阪府データ
宅地	・建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地 [「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地籍(村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの)と非課税地籍を加えたもの]	「固定資産の価格等の概要調書」(大阪府)
住宅地	・「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地 ・非課税地籍のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地	「固定資産の価格等の概要調書」(大阪府)
工業用地	「工業統計表」(用地・用水編)にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	「工業統計表(用地・用水編)」(経済産業省)を基に算出
商業・業務施設等用地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地(商業用地、事務所用地等)	宅地面積から「住宅地」及び「工業用地」の各面積を差し引いたもの
その他	合計面積から「農地」、「森林」、「河川・水面・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの	
合計	大阪府域の面積	「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)